

松浦市地域防災計画

基本計画編

令和8年5月改定

松浦市防災会議

目 次

第 1 編 基本計画

第 1 章 総則

第 1 節 目的	1
第 2 節 用語	2
第 3 節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	3
第 4 節 地勢と災害の記録	7

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 災害危険地域対策計画	14
第 2 節 火災予防計画	15
第 3 節 防災業務施設及び物資の整備計画	17
第 4 節 防災訓練計画	21
第 5 節 自主防災組織の育成に関する計画	23
第 6 節 防災知識普及計画	25

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 組織動員計画	27
第 2 節 気象警報等の伝達計画	39
第 3 節 災害情報の収集、報告計画	41
第 4 節 災害通信計画	48
第 5 節 災害広報計画	51
第 6 節 避難計画	52
第 7 節 食糧供給計画	73
第 8 節 衣料生活必需品等物資供給計画	74
第 9 節 給水計画	76
第 1 0 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画	78
第 1 1 節 医療等の計画	80
第 1 2 節 防疫、清掃計画	82
第 1 3 節 貯木及び在港船舶対策計画	84
第 1 4 節 障害物除去計画	85
第 1 5 節 応急輸送対策計画	86
第 1 6 節 文教対策計画	88
第 1 7 節 救出計画	91

第18節	死体の捜索処理及び埋葬計画	93
第19節	公安警備計画	95
第20節	水防計画	95
第21節	消防計画	95
第22節	自衛隊災害派遣計画	98
第23節	相互応援協力計画	102
第24節	生活関連施設等その他災害応急対策計画	107
第25節	漂流油による沿岸汚染対策計画	107
第26節	自発的支援の受け入れ	108

第4章 水防計画書

第1節	目的	109
第2節	水防事務の処理	109
第3節	水防本部の設置及び組織事務分担	109
第4節	水防本部の係員の非常参集	109
第5節	水防警報等に伴う活動	110
第6節	ダムによる事前放流及び洪水調節	115
第7節	水防資材	117
第8節	重要水防区域	118
第9節	市内災害危険箇所	124
第10節	水防活動報告	124

第5章 災害復旧計画

第1節	目的	126
第2節	住宅災害の復旧等に関する計画	126
第3節	災害応急融資計画	129
第4節	生活確保対策計画	130

資料（第1編 基本計画）

公安警備計画	1
防災気象情報の提供及び防災気象情報の種別	10
市内災害危険箇所（法指定等箇所）一覧	21
土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所）	31
松浦市自主防災組織一覧表	79

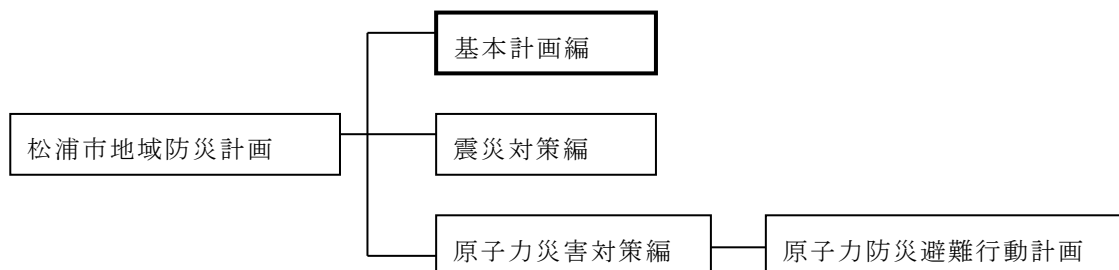
第1章 総則

第1節 目的

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、松浦市の地域にかかる災害対策に関して、次の事項を定め、風水害等の自然災害に係る「基本計画編」と地震・津波災害に係る「震災対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」をもって構成し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。

- 1 松浦市地域の地勢と災害記録及びその特性、松浦市地域の防災に関し、松浦市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱。
- 2 災害危険地域の調査把握、防災施設及び物資等の整備、防災教育及び訓練並びに防災組織の整備等の災害予防計画。
- 3 防災に関する組織、動員、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防等の災害発生の防御計画及び食糧、衣料等の供給、医療、救出等の応急救助計画、並びにその他災害の拡大を防止するための計画等災害応急対策の計画。
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

○松浦市地域防災計画の体系



第2節 用語

用語の解釈については、災害対策基本法第2条に定めるところによるが、本計画における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

防 災 計 画	松浦市地域防災計画をいう
県 防 災 計 画	長崎県地域防災計画をいう
対 策 本 部	松浦市災害対策本部をいう
県 本 部	長崎県災害対策本部をいう
県北地方本部	長崎県災害対策県北地方本部をいう
県 本 部 長	長崎県災害対策本部長をいう
県北地方本部長	長崎県災害対策県北地方本部長をいう
基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう

第3節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

松浦市及び松浦市の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

1 松浦市

機関名	所掌事務
松浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松浦市防災会議及び松浦市災害対策本部に関する事務 ・ 防災に関する教育訓練の実施 ・ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ・ 防災に関する施設及び設備の整備 ・ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置 ・ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ・ 水防、消防、救助、その他の応急措置 ・ 災害時の衛生及び文教対策 ・ 災害時における交通輸送の確保 ・ 被災施設の災害復旧 ・ 被災者に対する融資等対策 ・ 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策の調整 ・ その他災害発生の防御、または拡大防止のための措置

2 県の地方機関

機関名	所掌事務
県北振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各関係機関との連絡調整に関すること ・ 被害状況の収集に関すること ・ 商工業、農林水産業の災害対策に関すること ・ 地すべり、急傾斜地、河川及び道路災害等の対策に関すること ・ 災害時における管内区域の県管理の道路等の応急対策 ・ 海岸保全施設の被害調査及び災害復旧
県北保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における管内区域の保健衛生指導
松浦警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等の避難、避難誘導及び救助 ・ 立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制 ・ 緊急輸送のための交通保持 ・ 犯罪の予防等社会秩序の維持 ・ その他災害警備に必要な措置

3 消防

機関名	所掌事務
松浦市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する知識の普及と啓発 ・ 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限

4 自衛隊

機関名	所掌事務
長崎地方協力本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動の支援
陸上自衛隊第16普通科連隊	
海上自衛隊佐世保地方総監部	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	

5 指定地方行政機関

機関名	所掌事務
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ・ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ・ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (佐世保海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における人命、財産の救済、その他救済を必要とする場合の援助、並びに海上の治安警備
九州運輸局 (長崎運輸支局) (佐世保海事事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における陸、海上輸送の調査並びに指導 ・ 災害時における自動車輸送、船舶運航事業者に対する運送及び航海命令 ・ 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における主要食糧の需給対策
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時の場合の防災無線、有線電気通信及び無線通信の監理
国土地理院 九州地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地殻変動の監視に関すること ・ 災害時における地理空間情報の整理・提供に関すること ・ 災害・復旧のための公共測量における指導・助言に関

	すること
九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の処理に関すること ・環境監視体制の支援に関すること ・ペットの救護等に係る支援に関すること
江迎労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所における被災労働者に対する援助等協力

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	所掌事務
九州電力送配電(株) 平戸配電事業所 唐津配電事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の整備と防災管理 ・災害時における電力供給確保 ・被災施設の応急対策と災害復旧
N T T 西日本 佐世保営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の保全と災害時における非常通信回路の確保
松浦郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供及び郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・災害における郵便業務の確保 ・災害における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い、並びに災害つなぎ資金の融通
九州電力(株)松浦発電所 J-POWERジェネレーションサー ビス株式会社 松浦火力運営事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の防災管理及び災害時における電力供給確保 被災施設の応急対策と災害復旧
九州電力(株)玄海原子力発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の災害対策及び被災従業員に対する救護等協力
九州液化瓦斯福島基地(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・基地内施設の災害対策及び被災従業員に対する救護等協力 ・災害発生時における基地内栈橋を利用した住民避難等協力
日本赤十字社長崎県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 ・災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 ・救援物資及び義援金等の募集業務
松医会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における被災者の救護活動
ガス、石油等供給機関	<ul style="list-style-type: none"> ・供給施設の耐火整備及び被災地に対する燃料供給の確保
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防災及び災害救援物資の緊急輸送
報道機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予報、警報等の放送等による周知徹底及び防災知識の普及、災害状況災害対策に関する報道
各種金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関の緊急融資措置の指導等

7 公共的団体

機関名	所掌事務
松浦商工会議所	・災害情報等の伝達及び共同利用施設の災害対策 ・被害組合員に対する融資又はその斡旋 ・県・市が行う被害調査及び応急対策への協力
松浦市福鷹商工会	
新松浦漁業協同組合	
ながさき西海農業協同組合	
松浦市建設業協同組合	・災害情報の提供 ・公共土木施設等の災害応急対策及び復旧対策
社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会	・災害時応急対応活動として行う、災害ボランティアの受入れ、活動支援等

第4節 地勢と災害の記録

1 松浦市の地勢

(1) 地勢

本市は、長崎県本土北部に位置し、伊万里湾に面した地域である。

東は佐賀県伊万里市や唐津市、西は平戸市、南は佐世保市と接している。面積は130.67k㎡であり、離島を多く含む地域であることが特徴である。

東南の佐賀県境に比較的急峻な国見連山があり、東より石倉山(313.1m)、東南に国見岳(435.9m)、南に高法知山(400m)とそびえ、南西に順次、石盛山、白岳、大岳となるに従い次第に緩やかとなり、北西の海岸地帯は急峻台状となっている。総じて山脈は、国見岳を頂点として拮指状にのび丘陵状をなして海にせまるに従い平坦地が開け農業が営まれ、河口に市街地を形成している。また、福島は海拔150mの台地で、喜内瀬半島の白山山系(173m)、端免の城ノ越山(153.5m)を形造っている。鷹島は、牧の岳(117m)、宮地獄(116m)と低い台地で形成されている。

(2) 地質

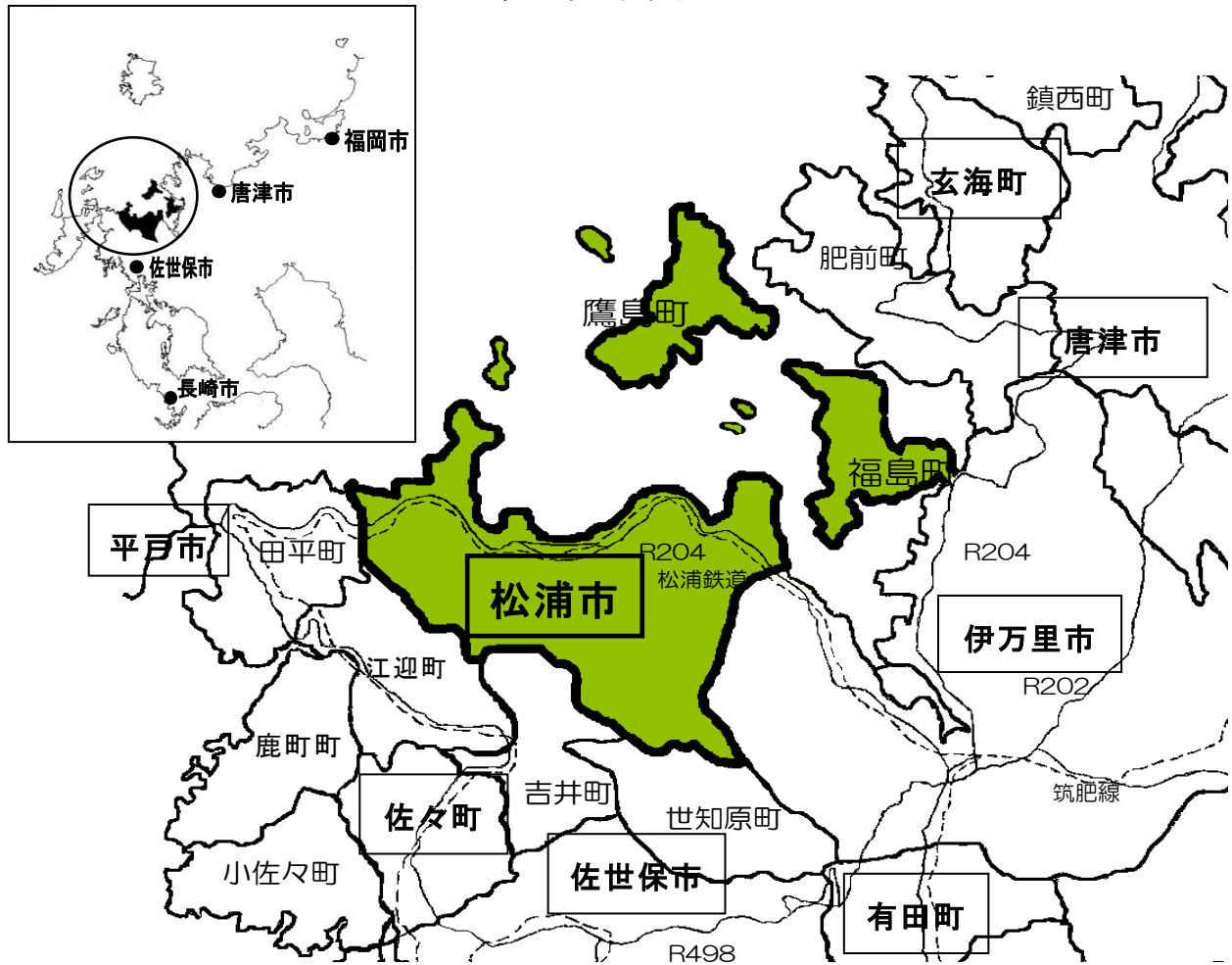
土壌は主に第三紀層に属する砂岩及び頁岩であり、その上層部に玄武岩がある。三紀層の中に広汎な石炭層を含んでいたため、炭坑隆盛期には乱掘の時期もあり、その後鉱害という形で各地に被害が発生したが、現在ではこの鉱害復旧事業も完了しているところである。

しかしながら、市内には多くの地すべり地帯を抱えており、局所的な急傾斜地区と併せて、なお災害発生危険を含んでいる現況にある。

(3) 河川

河川は、国見岳山頂に源を発する志佐町に志佐川、御厨町に竜尾川、今福町に今福川、調川町に調川川があり、それぞれ日本海(伊万里湾)に注ぎ、流域は農産物の生産地として栄えている。また、福島町・鷹島町については、河川という大きな川はなく、いずれも小川であり水流は少ない。

松浦市の位置図



松浦市の人口と世帯数

町名	世帯数 (世帯)	人口 (人)
御厨	1,739	3,601
星鹿	774	1,495
志佐	3,302	6,835
調川	1,062	1,914
今福	1,161	2,339
福島	964	2,119
鷹島	843	1,594
合計	9,845	19,897

資料：住民基本台帳（令和8年3月末現在）

土地利用現況

地目 区分	合計	田	畑	森林	原野	宅地	その他
面積 (km ²)	130.55	14.67	11.66	35.08	12.68	7.66	48.80
構成比 (%)	100.0	11.24	8.93	26.87	9.71	5.87	37.38

資料：税務課「土地に関する概要調書」（令和7年1月1日現在）

2 松浦市の気象概況

本市の気候は、周囲のほとんどが海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け海洋性の温暖な気候で通年の平均気温は16～17℃、年間平均降水量は約2,000mm、特に6月から9月の間に多い。

本市一帯は北九州気候区に属し、対馬海流の影響を受けて最寒月の2月でも平均最低気温は3℃以上で明らかに暖流の影響を示している。

秋口の北風はしばしば強風となり、風害、潮害を与えることがある。梅雨期の大雨は、前線が九州中部から北部に停滞しているときに多い。本市の河川の上流地区は、山岳の傾斜が急なのと川幅が狭いため、大雨になると下流に洪水の被害をもたらす、また河口に当たる海岸沿いにおいては満潮時に重なると浸水の危険性がある。

本市に影響をおよぼす台風の経路は、九州の南西海上からまともに突込んでくるもの、九州の西海岸を北上するもの、九州本土を縦断するもの、または斜断するものの三つに大別される。

松浦市の気候

年	項目	年降水量 (mm)	最大日 降水量 (mm)	最大1時間 降水量 (mm)	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	年間 日照時間 (時間)
1991年		2896.0	222.0	75.0]	16.2	3.0	1349.0
1992年		1644.0	123.0	70.0	16.3	2.8	1553.9
1993年		2262.0	145.0	53.0	15.8	2.9	1368.1
1994年		849.0	92.0	15.0	17.0	2.9	1862.4
1995年		1783.0	255.0	35.0	16.0	2.9	1703.0
1996年		1439.0	118.0	46.0	16.1	2.9	1591.2
1997年		2338.0	175.0	46.0	16.6	2.9	1684.0
1998年		2133.0	188.0	41.0	17.5	2.8	1510.5
1999年		415.0]	73.0]	51.0]	13.2]	2.6]	493.2]
2000年		1762.0	82.0	45.0	16.1	2.4	1832.1
2001年		2469.0	211.0	55.0	16.2	2.5	1676.9
2002年		1784.0	295.0	73.0	16.3	2.7	1610.9
2003年		1940.0	95.0	58.0]	16.2	2.6	1570.6
2004年		1846.0	93.0	38.0	16.5	2.6	1830.7
2005年		1149.0	77.0	46.0	15.8	2.8	1677.4
2006年		2266.0	124.0	91.0	16.0	2.5	1604.7
2007年		1189.0	129.0	36.0	16.7	2.6	1839.5
2008年		1772.5	88.5	51.5	16.1	2.4	1675.7]
2009年		1829.0	165.0	81.0	16.2	2.5	1671.8
2010年		2229.0	153.5	68.0]	16.4	2.6	1653.6
2011年		1996.0]	133.5]	48.5]	19.4]	2.6]	1391.2]
2012年		2293.5	149.0	49.0	16.1	2.6	1658.1
2013年		2191.0	324.0	58.5]	16.6	2.7	1929.1
2014年		2145.5	123.0	73.0	16.2	2.7	1654.4
2015年		2087.5	106.5	68.5	16.4	2.5	1648.5
2016年		2663.5	205.0	62.5	17.2	2.4	1687.1
2017年		1429.0	161.5	53.0	16.7	2.5	1871.5
2018年		1860.5	168.5	47.5	16.7	2.5	1920.9
2019年		2164.0	253.5	63.0	17.0	2.4	1822.1
2020年		2922.5	236.5	45.0	16.9	2.5	1866.3
2021年		2591.0	301.5	57.0	17.1	2.4	1639.0]
2022年		1667.5	93.5	49.5	16.9	2.5	2061.5
2023年		2326.0	332.5	84.0	17.6	2.5	1923.1
2024年		2458.0	192.0	71.5	18.1	2.6	1940.3
2025年		2026.0	127.0	54.5	17.6	2.6	2049.8
平年値		2195.2			16.6	2.5	1831.8

※平年値：1991年から2020年の30年間の平均

※]：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けています（資料不足値）。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いませんが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合があります。

資料：松浦地域気象観測所（長崎地方気象台）

3 松浦市における災害記録等

昭和	31年9月	9日	台風12号（災害救助法適用）
	34年9月	17日	台風14・15号
	35年1月	27日	金井崎炭鉱火災（災害救助法適用）
	38年1月	25日	志佐町里免不老山地すべり（避難家屋の解体）
	57年7月	23日	長崎大水害（災害救助法適用）
	60年6月	25日	梅雨前線による豪雨 （10日間の総雨量711mm、被害額13億円）
	62年8月	31日	台風12号 （暴風雨による被害額19億円）
平成	2年7月	4日	石倉山地すべり（被災面積22.4ha）
	6年（1月～12月）		干害 この期間の降雨量 853mm
	9年7月～9月		宇留戸地区地すべり （12世帯42人に避難勧告この期間の降雨量1,222mm）
	18年9月	16日 ～17日	集中豪雨、台風13号 （志佐川下流域513世帯1,250人に避難勧告）
	26年8月	15日 ～16日	梅雨前線による豪雨 （最大日雨量 116.5mm 最大時間雨量 63mm、被害額 約1億2千7百万円）
	28年1月	26日 31日	大雪（寒波による断水） （御厨地区、志佐地区、調川地区、今福地区及び鷹島 地区約5,100人2,600世帯断水、自衛隊へ給水支援要請）
	28年9月	28日 29日	集中豪雨「最大日雨量200.5mm」 （志佐川高野橋下流域2,403世帯5,420人に避難勧告）
	30年7月	3日 ～4日	台風7号 （市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令）
		7月 6日 ～7日	集中豪雨「6日の総雨量168.5mm」 （土砂災害警戒情報発表による市全域に避難準備・高 齢者等避難開始発令、その後大雨特別警報が発表され たため避難勧告に移行）
令和	元年8月	27日 ～ 9月7日	大雨「26日～29日間の総雨量526.5mm」 27日、市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令、 その後、避難勧告に移行、29日避難勧告解除 志佐町高野免不老山地すべり（幅90m・長さ250m） により、28日上高野地区及び下高野地区323世帯748人に 避難指示発令、30日避難指示解除、なお地すべり被災箇 所から250m以内4世帯7人に対しては、避難指示継続、 9月7日避難指示解除 今福町北免浜ノ脇地区崖くずれ（幅90m・長さ75m）により 家屋2戸一部損壊
令和	2年9月	6日	台風10号 市内全域に避難勧告発令 27箇所の避難所に573世帯、1,042人が避難 市内各地で停電が発生

令和 3年8月11日 ～ 18日	大雨「11日～18日間の総雨量 753mm」 13日 大雨警報、警戒レベル3に伴い市内全域に 高齢者等避難発令 14日 土砂災害警戒情報発令に伴い市内全域に避難指示 発令 15日 避難指示解除 16日 今福町浦免恵比須町地区において、崖崩れ発生同 地区の一部に避難指示発令 18日 上記地区の避難指示解除 「被災状況」 家屋の全壊1棟、一部損壊1棟、道路25箇 所、河川5箇所、農地22箇所及び農業用施 設8箇所
令和 4年9月 5日 ～ 6日	台風11号 市内全域に避難指示発令 8箇所の避難所に60世帯、92人が避難 市内各地で停電が発生
9月18日 ～ 19日	台風14号 市内全域に避難指示発令 8箇所の避難所に122世帯、185人が避難 市内各地で停電が発生
令和 5年8月 9日 ～ 10日	台風6号 市内全域に高齢者等避難発令 8箇所の避難所に25世帯、33人が避難
9月15日 ～ 18日	秋雨前線による大雨 「13日～19日間の総雨量 572mm」 9/15 最大日雨量 332.5mm（観測史上最大※） 1時間 降水量 84.0mm（観測史上最大※） ※統計期間：2011.3月～2024.4月 一部区間通行止め、片側通行規制6路線 道路冠水一時的に10箇所程度発生 市内全域に避難指示発令 8箇所の避難所に2世帯、3人が避難

4 松浦市の災害の特性

松浦市は、今福町から田平町を結ぶ海岸線を境にして、海中に没する台地の周縁線は海蝕されて、急斜面または蝕害が見られる。海岸線は一般に湾曲に富み、星鹿湾、御厨・今福港、佐賀県浦之崎湾等小湾が多い。

周囲の山々は起伏多く、地質構造は砂岩と泥岩との互層をなし、一時は北松炭田の乱掘廃坑による地盤の低下埋没が頻発したが、この対策工も一応完了し、今後は地すべり対策が重要な課題となっている。

5 地震・津波の記録

(1) 地震・津波

松浦市は、過去に大きな地震の被害を受けた記録はないが、享保10年(1725年)に平戸で推定震度5(M6.0)の地震があり、「諸所破損多し」との記録がある。また県北では、昭和35年5月(1960年)の南米のチリ沖大地震や昭和58年5月(1983年)の日本海中部地震により数10cmの異常潮位を観測している。

気象庁の地震観測記録によると、本県の主な震源地は、橘湾・雲仙岳付近、県中部となっている。また、阪神・淡路大震災の原因となった活断層は、本市では発見されていない。

しかし、平成16年10月23日の新潟中越地震(M6.8)、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震(M7.0)など、これまで想定されていなかった地域で、相次いで大規模な被害を伴う地震が発生した。

また、福岡県西方沖地震及び平成28年熊本地震による影響で、長崎県北部は震度4を観測するとともに、福岡県西方沖地震による影響で福岡県日本海沿岸、壱岐・対馬の沿岸に津波注意報が発表された。さらに、令和6年能登半島地震においても壱岐・対馬に対して津波注意報が発表されている。

このため、沿岸に位置する松浦市は常に津波に対して注意が必要である。もし、五島の南海域で大地震が発生すると、15分以内に津波の第1波が到達することになる。

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」のような大規模な海溝型地震の発生を受けて、長崎県が新たに想定した東海・東南海・南海・日向灘を震源域とした4連動の地震による影響予測や津波防災地域づくりに関する法律に基づき、長崎県が公表した「津波浸水想定」等からも、松浦市への津波の影響が想定されている。

なお、平成28年10月31日長崎県が公表した津波浸水想定(第2版)において、本市の沿岸部に最大クラスの津波をもたらすと想定されている津波断層モデルは西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側で最高津波水位は4mと想定されている。

第2章 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、防災に関する教育、訓練、防災知識の普及、防災施設の整備及び防災事業の推進その他災害予防について計画し、その実施を図るものとする。

第1節 災害危険地域対策計画

本計画は、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、風水害、地すべり、山くずれ等が発生するおそれのある危険地域を調査把握し、災害対策の基礎とするものである。

1 市内災害危険区域等

(1) 災害危険区域（法指定等区域）の災害区分及び件数は次のとおりである。

災害危険区域（法指定等区域）一覧表

災害区分	土石流	急傾斜	山地 災害	地すべり		河川	ボタ山	防重 溜池	合計
				農林	建設				
県北振興 局所管部	建設	建設	農林	農林	建設	建設	商工水産	農林	
件数	25	27	74	17	31	10	0	89	273

(2) 土砂災害警戒区域の指定数は次のとおりである。

土砂災害警戒区域（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定）指定一覧表

松浦市	土砂災害の原因となる自然現象の種類				区域種別の箇所数	
	急傾斜地 の崩壊	土石流	地すべり	合計	警戒区域 イエローゾーン	特別警戒区域 (警戒区域の内 数) レッドゾ ーン
指定数	736	77	109	922	922	791

資料：県北振興局（令和5年11月15日）

2 予防対策

全般的に気象に対する予警報に留意し、市内災害危険地域の警戒、監視を密に行い、その対策については次による。

(1) 治山治水対策

- ① 治山 造林及び排水路の整備をはかる。
- ② 防災林事業 砂防林、防風林、防汐林の植林を行う。
- ③ 河川改修 未整備河川の改修を図り、治水の安定に努める。
- ④ 海岸保全事業 高潮、波浪による浸蝕から崩土の流出を防止するため、無防備の箇所については逐次海岸保全施設としての護岸築造の推進をはかる。

(2) 農産物防災対策

ほ場周囲の防風林、防風ネット、排水溝等の整備推進を図る。また、ハウス等の営農施設を点検し、必要に応じて補強等の対策を推進する。

被害を受けた場合は、病害等の発生を未然に防ぐため、ながさき西海農業協同組合、県北農業改良普及センターの指導を受け、事後対策に努める。

(3) 地すべり、山くずれ対策

松浦市では「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」等の災害危険区域が多く分布しているため、集中豪雨の際には災害が各地で発生している。

このため、災害が予想される箇所については、地下水を排除するためのボーリング工、集水井、その他、地表水の地下浸透を防止するための排水路工事など、災害防止対策を図る。

第2節 火災予防計画

本計画は、火災の発生を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐための計画である。なお、本計画の実施にあたっては、松浦市消防本部及び消防団との連携のもとに行うものとする。

1 火災予防指導

火災の予防指導は、防火管理者、危険物取扱者、消防設備士及び各種団体等を対象として、次の事項について指導するものとする。

- (1) 消防関係法規の周知、徹底
- (2) 防火管理者が作成する消防計画の策定指導または再検討
- (3) 防火対象物及び消火設備の自主検査の強化
- (4) 自衛消防業務
- (5) その他

2 火災予防査察

火災を未然に防止し、もしくは火災の被害をより少なくするため、防火対象物の査察を

次の事項により実施するものとする。

(1) 定期査察

定期に行う査察対象物の指定、査察班及び期間については、別に定めるものとする。

(2) 臨時査察

年末、年始、祭礼時、防火対象物の新築、増築及び改築等、管内の住民から特に要請があったとき等で、必要と認めるときは臨時に査察することができる。

(3) 特別査察

類似火災の続発や、その他緊急に必要と認めるときは特別に査察をすることができる。

3 消防調査

消防機関は、火災が発生した場合、適切な防御活動ができるよう、次の事項について調査を行うものとする。

(1) 地形、地物、道路、橋、川、河湾、建物、火災報知機その他火災防壁上注意を要する箇所

(2) 消防水利調査

消防活動に必要な次の消防水利について行うものとする。

消火栓、耐震性貯水槽（防火水槽）、貯水池、河川水、海水、プール、その他

4 危険物火災予防

危険物等の対策については、次の措置を講じ、災害発生の予防に万全を期するものとする。

(1) 法に規定する基準の維持

(2) 消防機関の法に基づく保安検査及び立入検査

(3) 大規模施設の自主的保安対策の確立、保安員の設置、火災予防規程の作成及び自主防災組織の整備強化

(4) 化学消防体制の強化及び相互応援協定の締結促進

(5) 特殊火災発生の場合における通報の徹底

5 林野火災予防

山林、原野火災の予防、警戒、消火等の施設を整備し、林野火災消防体制の確立を図るとともに、特に次に掲げる事項を的確に指導啓発し、林野火災を未然に防止するよう努めるものとする。

(1) 火入れについて、許可または届出の励行

(2) 火入れについて、隣接市町との相互連絡

(3) 火災警報及び林野火災警報・注意報が発令された場合の火の使用の制限

(4) 火入れ実施中において気象状況が急変した場合の応急措置

(5) 入山者及び通行人の森林内における火の取扱方法

第3節 防災業務施設及び物資の整備計画

本計画は、火災発生の防止及び災害拡大防止のための水防、救助用具、通信施設等の整備並びに救助実施の迅速を図るための救助物資の備蓄に関する計画である。

1 水防施設

(1) 水防倉庫及び水防資器材の備蓄状況

倉庫名	河川 海岸名	位置	備蓄主要資器材						
			土のう (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)
松浦市水防倉庫 (第10分団消防 詰所併設)	志佐川	志佐町 高野免 1164-7	4,500	300	2	50	5	18	1
			ツルハシ (本)	手箕 (個)					
			6	20					

(2) 水防倉庫及び水防資器材の整備

① 水防倉庫（または水防資器材の備付場）は、水防区域の1km～2kmごとに1箇所の割合の目標で消防詰所、格納庫に併備するものとする。

なお、水防区域に指定されていない地区についても、重要地区においては上記基準に準じて整備に努める。

② 水防倉庫内の水防資器材は、「積み土のう10mに必要な資器材」を参考に、今後整備する。（第4章第7節水防資材参照）

③ 各地区の水防資器材の整備計画は次のとおりである。

地区名	所在地	水防資器材									拠点分団名
		土のう (袋)	鋼杭 (本)	ブルーシート (枚)	ロープ (m)	掛矢 (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	ツルハシ (本)	手箕 (個)	
御厨	御厨町里免	1000	100	5	100	10	30	5	20	50	第1分団
志佐	志佐町浦免	1000	100	5	100	10	30	5	20	50	第5分団
調川	調川町下免	1000	100	5	100	10	30	5	20	50	第11分団
今福	今福町浦免	1000	100	5	100	10	30	5	20	50	第13分団
福島	福島町塩浜免	1000	100	5	100	10	30	5	20	50	第16分団
鷹島	鷹島町阿翁浦免	1000	100	5	100	10	30	5	20	50	第21分団

2 消防施設

(1) 消防施設の整備

消防施設は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づいて整備を図るものとする。

5 箇年計画（令和4年度～令和8年度）

消火栓	防火水槽	ポンプ車	積載車	ホース
5	10	1	7	300

(2) 消防施設の現況

① 消防水利

令和8年4月1日現在

公設消火栓	公設防火水槽
127	363

② 松浦市消防団

消防団本部	消防団指令車 1台	消防本部
	防災学習・災害活動車 1台	消防本部
	救助用資器材搭載型オフロードバイク 1台	消防本部

分団名	ポンプ車	積載車	軽積載車	詰所・格納庫	詰所の位置
第1分団	1	2		2	駅通、市場
第2分団		1		1	西木場
第3分団		1	1	2	星鹿、川原辺田
第4分団		2	1	3	青島
第5分団	1			1	志佐浦
第6分団		1		1	志佐浦
第7分団		2		2	里、庄野
第8分団		2		2	白浜、西山
第9分団	1	1	1	5	横辺田、笛吹、田ノ平、長野、稗木場
第10分団		1		1	上高野
第11分団	1	1	1	4	調川（駅前、中学校上）、平尾、上平尾
第12分団		2		3	上免、松山田、七区ノ二
第13分団	1	1	1	2	今福浦、飛島
第14分団		2		3	江迎、浜ノ脇、滑栄
第15分団		2		2	寺上、木場
第16分団	1	3		4	伊万里釜、端(大山、白土、祝崎)
第17分団	1	2		2	播磨釜、福崎
第18分団		3		3	浅谷、浅谷(東平)、土谷

第19分団	1	1	1	2	福島原、鍋串
第20分団		2		2	福島里、喜内瀬
第21分団	2	1	1	4	阿翁浦（北）、阿翁浦（南）、阿翁、黒島
第22分団		4		4	中通、神崎、日比、里石川
第23分団		4		4	殿ノ浦、鷹島原、三里、船唐津
計	10	41	7	59	

③ 松浦市消防本部

項目	水槽付 ポンプ車	ポンプ車	救助 工作車	救急車	広報車	その他
本署	1	1	1	3	2	指揮支援車1 指令車1 搬送車1
鷹島出張所	1			1		
福島出張所		1		1		
合計	2	2	1	5	2	3

資料：松浦市消防本部（消防年報）

3 救助用具

救助用具の器具等については、市内各業者と連絡を密にし、手持器具等の在庫の把握につとめ、緊急時に直ちに調達出来る状況にしておくこと。また、必要に応じ逐次保有数の確保を図るものとする。

(1) 救助用物資の備蓄

市が備蓄する救助用物資は、福祉事務所が各購入先と連絡し、常時備蓄を行うものとする。また、災害により備蓄物資の払出しを行った後は、直ちに補充を完了するものとする。

現況以上の整備拡充については、災害の実態と照らし、以後必要に応じその整備を図るものとする。

4 気象観測施設等

本市の地上気象観測は、松浦地域気象観測所において調査されている。

なお、本市に設置されている気象観測施設等は次のとおりである。

市及び各機関の気象観測施設等の現況

観測種別	観測場所	所在地	設置者名	
雨量計 風向・風速計 温湿度計	辻ノ尾	志佐町里免	長崎地方气象台	
雨量計	宮崎橋	今福町浦免	長崎県	
	高野橋	志佐町高野免		
	御厨木場	御厨町木場免		
	星鹿	星鹿町下田免		
	浅ヶ谷	福島町浅谷免		
	殿ノ浦	鷹島町中通免		
簡易型河川監視カメラ	高野橋	志佐町高野免		
水位計	今福川	宮崎橋		今福町東免
	調川川	旭橋		調川町下免
	志佐川	高野橋		志佐町高野免
	志佐川	鹿爪橋	志佐町浦免	
危機水管位 管理計 型	人柱川	今福町北免	長崎県	
	悪太郎川	志佐町白浜免		
	竜尾川	御厨町前田免		
	谷郷川	鷹島町阿翁免		
風速計	鷹島肥前大橋	鷹島町神崎免	長崎県	
震度計	文化会館	志佐町浦免	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	
	福島支所	福島町塩浜免	長崎県	
	鷹島支所	鷹島町中通免		

資料：河川砂防情報システム、長崎地方气象台

第4節 防災訓練計画

本計画は、災害応急対策の迅速確実な実施を期するための普段における必要な訓練実施の計画である。

1 実施責任者

災害応急対策の実施責任を有する市又は県及び各機関の長が実施するものとする。

2 訓練の種類

訓練実施責任者が実施する訓練の種類は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 通信訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 石油コンビナート等防災訓練
- (6) 原子力防災訓練
- (7) 総合防災訓練
- (8) その他必要な訓練

3 水防訓練

市は、水防訓練を次の大綱に基づき、その都度実施要領を定め実施するものとする。

- (1) 訓練内容
観測（水位、雨量）、通報（電話無線伝達）、動員（消防団の動員、住民の応援）、輸送（人員、資器材）、工法（各水防工法）、水門等の操作、避難、誘導、救護等
- (2) 訓練実施期間
6月から7月に行うものとする。
- (3) 訓練実施場所
訓練実施場所は、おおむね志佐川河口及びその他海岸における訓練効果の著しい場所とする。

4 消防訓練

市は、消防団員の消防教育訓練を、おおむね次により実施するものとする。

- (1) 教育
消防団員の教育については毎年25名程度を県消防学校に派遣して実施するものとする。
- (2) 一般教育
 - ① 消防教育は、講習教育、服務教育とする。
 - ② 消防訓練は、消防機械器具操法訓練、消防放水訓練、非常召集訓練、人命救助訓練、通信連絡訓練、出動訓練、礼式訓練、その他の必要な訓練とする。

5 通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果を発揮できるように、非常通信連絡会の計画に基づき実施するものとする。

6 避難訓練

- (1) 市長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を実施するものとする。
- (2) 市教育委員会及び市内小・中学校長は、それぞれ定める避難計画に基づき、小・中学校児童生徒の避難訓練を実施するものとする。
- (3) 市は、社会福祉施設、介護保険施設、医療施設、旅館、娯楽施設等多数の人が利用する施設の管理者に対し、消防その他関係機関と連携し各種避難訓練を実施するよう指導を行うものとする。

7 石油コンビナート等防災訓練

長崎県石油コンビナート等防災計画に基づき、県と連携してその都度訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て石油コンビナート等防災訓練を実施するものとする。

8 原子力防災訓練

松浦市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、県と連携してその都度訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て原子力防災訓練を実施するものとする。

9 総合防災訓練

市長は、次の大綱に基づき、その都度訓練実施計画を定め、各機関の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 訓練参加機関

松浦市、警察署、消防署、消防団、市内郵便局、非常無線局、NHK通信部、日本赤十字社県支部、農協、漁協、商工会議所、商工会、婦人会、青年団、各学校、地区関係者、各種危険物取扱店等、その他防災関係機関

(2) 訓練内容

消防訓練、通信訓練、水防訓練、避難訓練、救出訓練、救助訓練、炊出し訓練

第5節 自主防災組織の育成に関する計画

本計画は、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという近隣互助の精神に基づき、自主防災活動を積極的に推進するため、市及びその他の防災関係機関が地域住民による自主防災組織の結成を促進し、その育成強化を図ることを目的とする。

1 規模

行政区など住民の防災活動推進上最も適正な地域を単位として自主防災組織を結成し、育成を図るものとする。また、その設置においては、下記事項に留意のうえ、住民と協議して実施するものとする。

- ① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏としての一体性をもっている地域であること。

2 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、男女共同参画の観点を踏まえつつ、次のような方法により組織づくりをするものとする。

- ① 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 自主防災組織を運営するうえでの必要事項は各組織の規約で定める。
- ④ 広報誌の活用や学習会等の開催により自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図る。

3 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ③ 家庭内の防災に関する話し合い
- ④ 各地域における避難地、避難路の確認
- ⑤ 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防装置の実施
- ⑥ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- ⑦ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ⑧ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ⑨ 最寄りの医療救護施設の確認
- ⑩ 各地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認

4 災害発生時に実施する事項

- ① 災害情報の正確な把握
- ② 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
- ③ 火災予防措置及び初期消火の実施

- ④ 負傷者の応急手当及び救護
- ⑤ 初期の救出、救助
- ⑥ 適切な避難
- ⑦ 自力による生活手段の確保
- ⑧ 地域の避難所の開設・運営の支援

5 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動内容については、各地域の実情に応じて、概ね次のものについて各組織の防災計画で定める。

- ① 防災知識の普及・啓発に関すること
- ② 水害等に対する災害予防に関すること
- ③ 災害時における情報の収集及び伝達、救出、援護、避難誘導等に関すること
- ④ 火災発生時における初期消火活動に関すること
- ⑤ 防災訓練に関すること
- ⑥ 防災資器材の備蓄に関すること
- ⑦ その他目的達成に必要なこと

6 自主防災組織の結成状況

松浦市における自主防災組織の結成状況については、資料（第1編 基本計画）「松浦市自主防災組織一覧表」のとおりとする。

第6節 防災知識普及計画

本計画は、防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防または災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図るためのものである。また、その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 実施責任者

防災知識の普及は、災害予防または災害応急措置の実施責任を有する市及び関係機関団体がそれぞれ普及を要する事項について行う。

2 普及事項

普及徹底を要する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害気象及び予警報の種別と対策
- (2) 地域防災計画の概要
- (3) 災害予防措置
 - ① 火災予防の心得
 - ② 農作物の災害予防事前措置
 - ③ 台風襲来時への備え
 - ④ 地震・津波の心得
- (4) 避難命令等の伝達及び避難実施
- (5) 災害応急措置
 - ① 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - ② 災害の調査及び報告の要領、連絡の方法
 - ③ 災害時の心得
 - ・ 災害情報の聴取並びに聴取方法
 - ・ 停電時の照明
 - ・ 非常食料、見廻り品等の整備及び貴重品の始末
 - ・ 屋根、雨戸等の補強
 - ・ 排水溝の整備
 - ・ 避難に関わる用語の意味と内容
 - ・ 避難の方法、場所、時期の周知方法
 - ・ 火気の始末
- (6) 災害危険地域の指定に関すること
- (7) その他

3 普及の方法

防災知識の普及方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 広報紙（市報）及びその他の刊行物
- (2) 防災行政無線
- (3) 有線放送及びテレビ、ラジオ

- (4) 広報車による巡回
- (5) 講習会及び展示会
- (6) 火災予防運動

第3章 災害応急対策計画

本計画は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的措置を行うなど、災害の拡大を防止するため防災に関する組織、動員計画、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送について計画し、その迅速かつ円滑な実施を図るものとする。

第1節 組織動員計画

本計画は、松浦市災害対策本部（以下「対策本部」という。）等の設置、組織、編成、事務分掌及び対策本部要員の動員並びに関係機関との連携等について定めるものとする。

1 松浦市災害警戒本部

松浦市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、気象警報等の発表により災害発生が予測されるとき、各種情報の収集・伝達等を行うため、対策本部設置前の段階として設置し、災害の早期把握に努め、もって被害の未然防止及び軽減に努めるものとする。

(1) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は、次のとおりとする。

- ① 本部長 防災課長
- ② 副本部長 防災課長補佐
- ③ 本部長 防災課、総務課、建設課、農林課、都市計画課、水産課、上下水道課
その他本部長が指名するもの
- ④ 現地警戒本部長 福島・鷹島支所長
- ⑤ 現地警戒副本部長 福島・鷹島支所課長
- ⑥ 現地警戒本部長 福島・鷹島支所地域振興課
- ⑦ 消防警戒本部 別に定める「松浦市消防本部非常災害消防計画」による。

(2) 警戒本部の設置

警戒本部は、次の場合に該当するときに設置する。

- ① 災害発生のおそれがある各種の気象警報が発表されたとき
- ② 長雨時における大雨注意報等により各種災害が予想されるとき
- ③ その他、本部長が設置を必要と認めたとき

(3) 警戒本部の解散

警戒本部は、気象警報等が解除され、災害の危険が解消したと認められるとき又は警戒本部を対策本部に切り替えたとき解散する。

(4) 関係機関への報告

警戒本部を設置または解散したときは、県（県北振興局）、松浦市消防本部、松浦警察署、その他関係機関等に対し、通知、公表するものとする。

2 松浦市災害対策本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において設置するもので、災害予防及び災害応急対策の実施を任務とするものである。

(1) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ① 対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- ② 対策本部に本部付を置き、松浦市消防本部消防長及び松浦市消防団長をもって充てる。
- ③ 対策本部に別表に掲げる班を置き、班長及び副班長は別表に掲げるものをもって充てる。
- ④ 対策本部に対策本部会議を設け、本部長、副本部長、本部付、各班長をもって構成するものとする。このほか、本部長が必要と認めた者を本部会議に出席させることができる。
- ⑤ 福島及び鷹島支所に必要に応じ現地対策本部を設け、対策本部との連絡、本部長の命に基づく管内の災害応急対策など、現地対策本部で処理可能な事務を行わせるものとする。なお、現地対策本部に現地対策本部長及び別表に掲げる現地対策本部班を置き、現地対策本部長は支所長を、現地対策本部班長及び副班長は別表に掲げるものをもって充てる。
- ⑥ 避難所運営本部は、避難所の開設・運営事務を行うものとする。なお、避難所運営本部班長は民生班長（福祉事務所長）をもって充てる。

(2) 対策本部の設置

対策本部は、次の場合に該当するときに設置する。

- ① 台風情報や気象警報が発表され公設避難所の開設が必要と認められたとき
- ② 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき
- ③ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し対策本部を設置して対策の実施を必要とするとき

(3) 対策本部の解散

対策本部は、公設避難所を閉鎖したとき、並びに災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれなくなり、対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。

(4) 関係機関への報告

対策本部を設置または解散したときは、県（県北振興局）、松浦市消防本部、松浦警察署、その他関係機関等に対し、通知、公表するものとする。

(5) 対策本部の掌握事務

① 対策本部会議

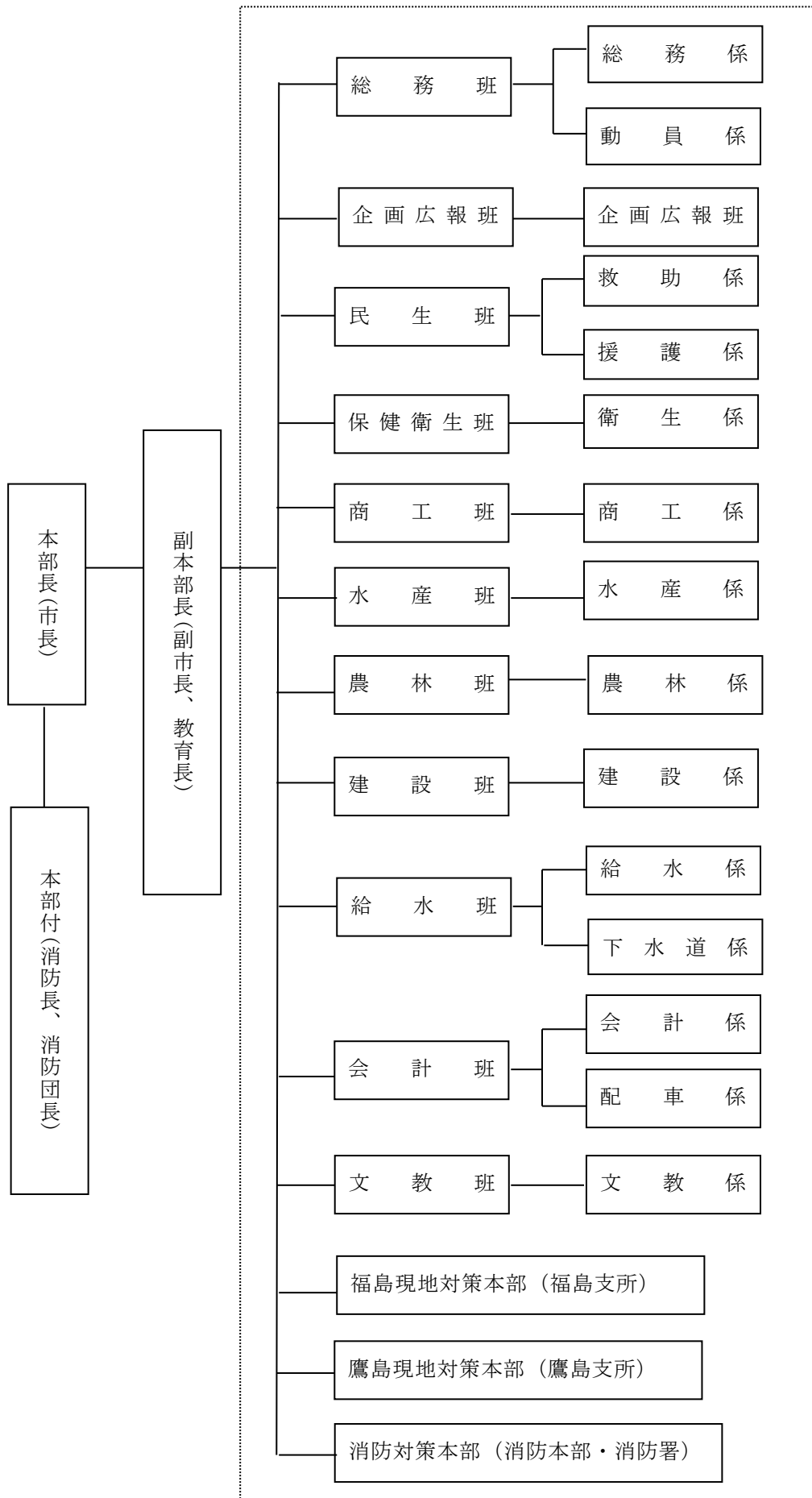
対策本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

- ・災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

② その他本部長が必要と認める事項

- ・各班及び現地対策本部の掌握事務

松浦市災害対策本部組織



松浦市災害対策本部の掌握事務

班名	担当係	所属係	事務分掌
(総務班) 班長 防災課長 副班長 総務課長 議会事務局長 防災課長補佐	総務係	(防災課) 全員 (総務課) 行政 財政 (選挙管理委員会事務局) 全員 (議会事務局) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部に関すること ・対策本部会議に関すること ・本部長の命令伝達に関すること ・職員の非常招集に関すること ・総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること ・全般の被害状況収集及びその対策に関すること ・防災関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の出動要請に関すること ・気象情報の授受及び通報に関すること ・消防団に対する出動要請に関すること ・危険物の規制に関すること ・水防に関すること ・防災行政無線及び対策本部の通信施設に関すること ・緊急を要する事項の中央に対する要望書の作成に関すること
	動員係	(総務課) DX戦略室 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害記録に関すること ・災害対策に関する予算措置に関すること ・情報機器、伝達手段（サーバー、PC関係、インターネット等）の運用・確保に関すること
(企画広報班) 班長 政策企画課長 副班長 政策企画課長補佐	企画 広報係	(政策企画課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時における人員配置及び調整に関すること ・職員の被災状況調査及び健康管理に関すること ・災害復旧についての重要事項の中央に対する要望書の作成に関すること ・災害復旧と市勢振興計画の調整に関すること ・災害関係のマスコミ対応など広報に関すること ・災害写真の撮影、収集、記録の作成に関すること ・本部長及び副本部長の視察に関すること ・災害見舞及び視察者の応接に関すること
(民生班) 班長 福祉事務所長 副班長 税務課長 子育て・こども課長 長寿介護課長	救助係	(福祉事務所) 全員 (子育て・こども課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・民生班所管施設の被害状況収集及び対策に関すること ・人的及び家屋の被害状況の収集及び対策に関すること ・被災証明（り災証明）の発行に関すること ・社会福祉施設、介護保険施設等の被害状況収集及び対策に関すること ・その他災害救助に関すること

			<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用に関すること ・避難所の設置運営指導に関すること ・被害者への炊出し、食品の給付に関すること ・被服寝具及び生活必需品並びに学用品の支給に関すること ・応急仮設住宅の計画、入居等に関すること
	援護係	(税務課) 全員 (長寿介護課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時ボランティアに関すること ・り災児童の保護に関すること ・児童施設の災害対策に関すること ・災害弔慰金、災害援護資金に関すること ・生業資金更生資金の貸付に関すること ・り災母（父）子世帯に対する母（父）子福祉資金の貸付に関すること ・税の減免に関すること
(保健衛生班) 班長 市民生活課長 副班長 健康ほけん課長 市民生活課長補佐	衛生係	(市民生活課) 全員 (健康ほけん課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生班所管施設の被害状況収集及びその対策に関すること ・医療機関の被害状況の収集及びその対策に関すること ・防疫、保健衛生に関すること ・飲料水、食品の衛生確保に関すること ・医療班の編成及び派遣指導に関すること ・救護所の設置に関すること ・避難住民の健康対策及び心のケアに関すること ・医薬品の調達及び配分輸送に関すること
(商工班) 班長 産業振興課長 副班長 文化観光課長	商工係	(産業振興課) (文化観光課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・商工班所管施設の被害状況収集及びその対策に関すること ・観光客の避難誘導に関すること ・避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること ・り災商工業者の災害金融に関すること

第3章 災害応急対策計画

<p>(水産班) 班長 水産課長 副班長 水産課長補佐</p>	<p>水産係</p>	<p>(水産課) 全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産班所管施設の被害状況収集及びその対策に関する事 ・港湾並びに漁港の災害調査に関する事 ・高潮対策に関する事 ・海岸保全に関する事 ・水産施設の災害対策に関する事 ・り災水産業者の被害金融に関する事
<p>(農林班) 班長 農林課長 副班長 農林課長補佐 農業委員会 事務局長</p>	<p>農林係</p>	<p>(農林課) 全員 (農業委員会事務局) 全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林班所管施設の被害状況収集及びその対策に関する事 ・農地及び農業用施設の災害対策に関する事 ・農作物の災害対策に関する事 ・農作物の被害に伴う病虫害の予防及び駆除に関する事 ・園芸農作物工芸作物の災害対策に関する事 ・家畜、家きんの被害対策に関する事 ・家畜飼料の補給に関する事 ・家畜伝染病予防及び防疫に関する事 ・林野関係の災害対策に関する事 ・農林災害金融に関する事 ・農林災害補償に関する事
<p>(建設班) 班長 建設課長 副班長 都市計画課長 建設課長補佐</p>	<p>建設係</p>	<p>(建設課) 全員 (都市計画課) 全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設班所管事項の被害状況収集及びその対策に関する事 ・土木復旧事業の総轄に関する事 ・道路及び橋梁の災害復旧に関する事 ・道路及び橋梁の被害状況の収集及びその対策に関する事 ・水防工法に関する事 ・河川、堤防、溝きょ、水路及び樋管の災害復旧に関する事 ・地すべり対策に関する事 ・建築物の災害防止に関する事 ・応急危険度の判定に関する事 ・応急仮設住宅の建設・修理に関する事 ・応急仮設住宅の設置及び資材に関する事

(給水班) 班長 上下水道課長 副班長 上下水道課長補佐	給水係	(上下水道課) 水道業務 水道施設 工業用水道	<ul style="list-style-type: none"> 給水班所管の被害調査及び被害状況の収集に関すること 水道施設の災害対策に関すること 飲料水の確保及び供給に関すること 水道の衛生維持に関すること 下水道施設の災害対策に関すること
	下水道係	下水道業務 下水道施設	
(会計班) 班長 会計課長 副班長 会計課長補佐 監査委員 事務局長	会計係	(会計課) 出納 (監査委員事務局) 全員	<ul style="list-style-type: none"> 義援金品等の受付、配分及び保管に関すること 災害に対する諸支出に関すること 公用車の配車に関すること 公有財産の被害状況の収集及びその対策に関すること
	配車係	(会計課) 管財	
(文教班) 班長 教育総務課長 副班長 学校教育課長 生涯学習課長 文化財課長	文教係	(教育委員会) 全員	<ul style="list-style-type: none"> 文教班所管施設の被害状況収集及びその対策に関すること 児童生徒の避難対策に関すること 社会教育施設利用者の避難対策に関すること 学童及び授業の措置に関すること 学校用教科書のあっせん調達に関すること 文化財の保護に関すること

※台風情報や気象警報が発表され公設避難所を開設する際の避難所運営本部組織は、「松浦市公設避難所運営・開設マニュアル(風水害編)」による。

現地対策本部（福島・鷹島支所）の掌握事務

班名	所属係	事務分掌
(市民福祉班) 班長 支所長が指名する者 副班長 市民総務係長 診療所事務長	(市民総務係) 全員 (教育委員会分室) 全員 (診療所) 全員 (福島保健センター) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部に関する事 ・支所管内職員の非常招集に関する事 ・本庁と支所の連絡調整に関する事 ・災害情報の収集に関する事 ・防災行政無線に関する事 ・消防団、その他関係機関との連携に関する事 ・災害記録に関する事 ・税の減免に関する事 ・人的及び家屋の被害状況の収集及び対策に関する事 ・市民福祉班所管施設の被害状況収集及び対策に関する事 ・避難所の設置指導に関する事 ・被害者への炊出し、食品の給付に関する事 ・被服寝具及び生活必需品並びに学用品の支給に関する事 ・応急仮設住宅の計画、入居等に関する事 ・医療機関の被害状況の収集及びその対策に関する事 ・防疫、保健衛生に関する事 ・飲料水、食品の衛生管理に関する事 ・医療班の編成及び派遣指導に関する事 ・救護所の設置に関する事 ・避難住民の健康対策及び心のケアに関する事 ・医薬品の調達及び配分輸送に関する事 ・文教班所管施設の災害状況収集及びその対策に関する事 ・児童生徒の避難対策に関する事 ・学童及び授業の措置に関する事 ・学校用教科書のあっせん調達に関する事 ・文化財の保護に関する事
(地域振興班) 班長 支所長が指名する者 副班長 産業建設係長	(産業建設係) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興班所管施設の被害状況収集及びその対策に関する事 ・観光客の避難誘導に関する事 ・水産関係の被害状況収集及びその対策に関する事 ・港湾並びに漁港の災害調査に関する事 ・高潮対策に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全に関すること ・水産施設の災害対策に関すること ・農業全般の被害状況収集及びその対策に関すること ・農地及び農業用施設の災害対策に関すること ・農作物の災害対策に関すること ・農作物の被害に伴う病害虫の予防及び駆除に関すること ・園芸農作物工芸作物の災害対策に関すること ・家畜、家きんの被害対策に関すること ・家畜飼料の補給に関すること ・家畜伝染病予防及び防疫に関すること ・林野関係の災害対策に関すること ・土木復旧事業の総轄に関すること ・道路及び橋梁の災害復旧に関すること ・道路及び橋梁の被害状況の収集及びその対策に関すること ・水防工法に関すること ・河川、堤防、溝きょ、水路及び樋管の災害復旧に関すること ・地すべり対策に関すること ・建築物の災害防止に関すること ・応急仮設住宅の建設・修理に関すること ・応急仮設住宅の設置及び資材に関すること ・水道施設の被害調査及び応急修理に関すること ・水道施設の災害対策に関すること ・飲料水の確保及び供給に関すること ・水道の衛生維持に関すること
--	--	--

消防対策本部（消防本部・消防署）の掌握事務

消防対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒、災害対策計画等の樹立及び実施、災害対策本部その他関係機関との連絡調整
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防対策本部からの指示、命令の伝達、非常招集、その他関係機関との連絡調整
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、情報の収集、避難等にかかる広報伝達、誘導、資器材の調達、署所班（現地班）との連絡調整、消防団との連絡調整、その他伝令等
署所班（現地班）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場の警戒及び対策、救助等の現地活動、調査、情報の収集

3 対策本部要員の動員

(1) 対策本部の配備区分と配備要員等

- ① 総務班長は、気象情報等によって公設避難所を開設する場合や災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は、本部長に報告しその指示を受けるものとする。
また、配備の指定はその都度本部長が行うものとする。
- ② 災害の規模等に応じて配備の段階を第1配備から特別配備までに区分し、配備区分と配備要員は、おおむね下表のとおりとする。

配備区分

配備区分	想定内容
第1配備	比較的軽微な災害が発生した場合またはそのおそれがある場合
第2配備	大規模な災害が発生した場合またはそのおそれがある場合
第3配備	市内全域にわたり激甚な災害が発生し、全職員の配備を必要とする場合
特別配備	台風の暴風域に入る場合や大雨（洪水）警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合

配備要員

班	係	第1配備	第2配備	第3配備	特別配備
総務	総務	2/3	全員	全員	—
	動員	1/3	全員	全員	
企画広報	企画広報	1/3	2/3	全員	○
民生	救助	1/3	2/3	全員	○
	援護	1/3	2/3	全員	
保健衛生	衛生	1/3	2/3	全員	○
商工	商工	1/3	2/3	全員	○
水産	水産	1/3	全員	全員	○
農林	農林	1/3	全員	全員	○
建設	建設	1/3	全員	全員	—
給水	給水	1/3	2/3	全員	—
会計	会計	1/3	2/3	全員	○
	配車	1/3	2/3	全員	
文教	文教	1/3	2/3	全員	○
現地対策本部					
福島支所	市民福祉	—	2/3	全員	○
	鷹島支所	地域振興	—	2/3	
消防対策本部 (消防本部・消防署)		別に定める「松浦市消防本部非常災害消防計画」による。			

備考：特別配備における配備要員は、○印の班より公設避難所の開設・運営にあたるものとする。なお、配備要員の詳細は「松浦市公設避難所開設・運営マニュアル（風水害編）」による。

(2) 動員方法

① 災害発生のおそれがある場合の動員

ア 勤務時間外において、宿日直員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務班長（支所は市民福祉班長）及び総務係に連絡するものとする。

イ アの通報を受けた総務班長（支所は市民福祉班長）は、総務係及び動員係と連携し必要に応じ関係各職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集伝達その他応急対策実施の体制をとるものとする。

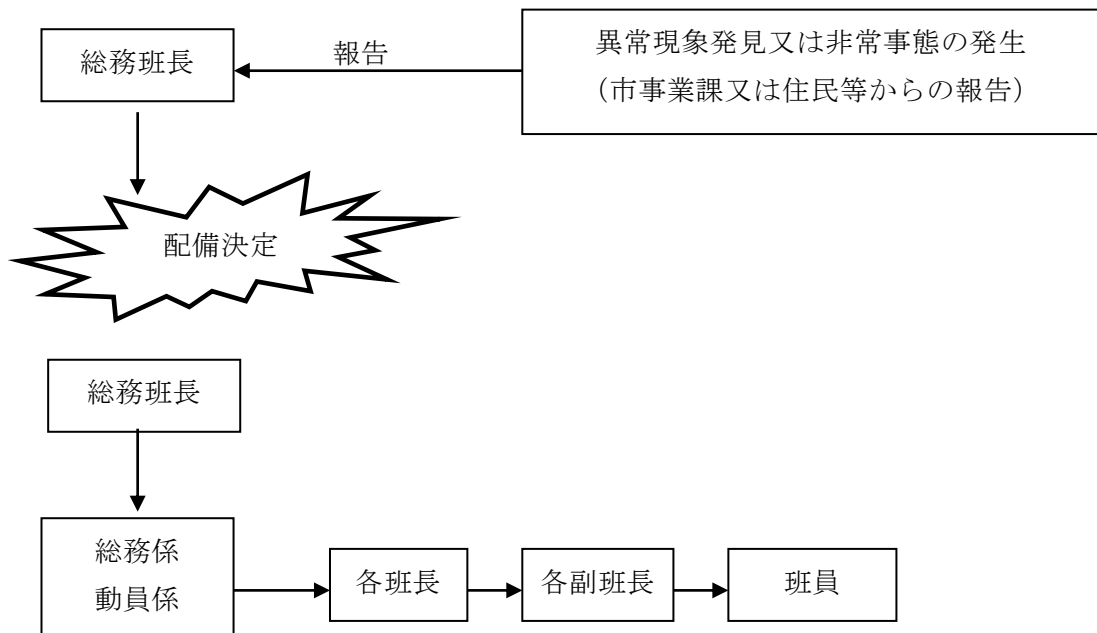
② 本部が設置された場合の動員

ア 勤務時間外における配備要員の動員は、次の方法により行うものとする。

なお、職員は勤務時間外・休日等において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属課と連絡を取り、又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員は、道路の決壊・浸水、交通機関の不通等により、指定された場所に参集できない場合は、最寄りの支所等に参集し、各班長の指示により任務を遂行するものとする。

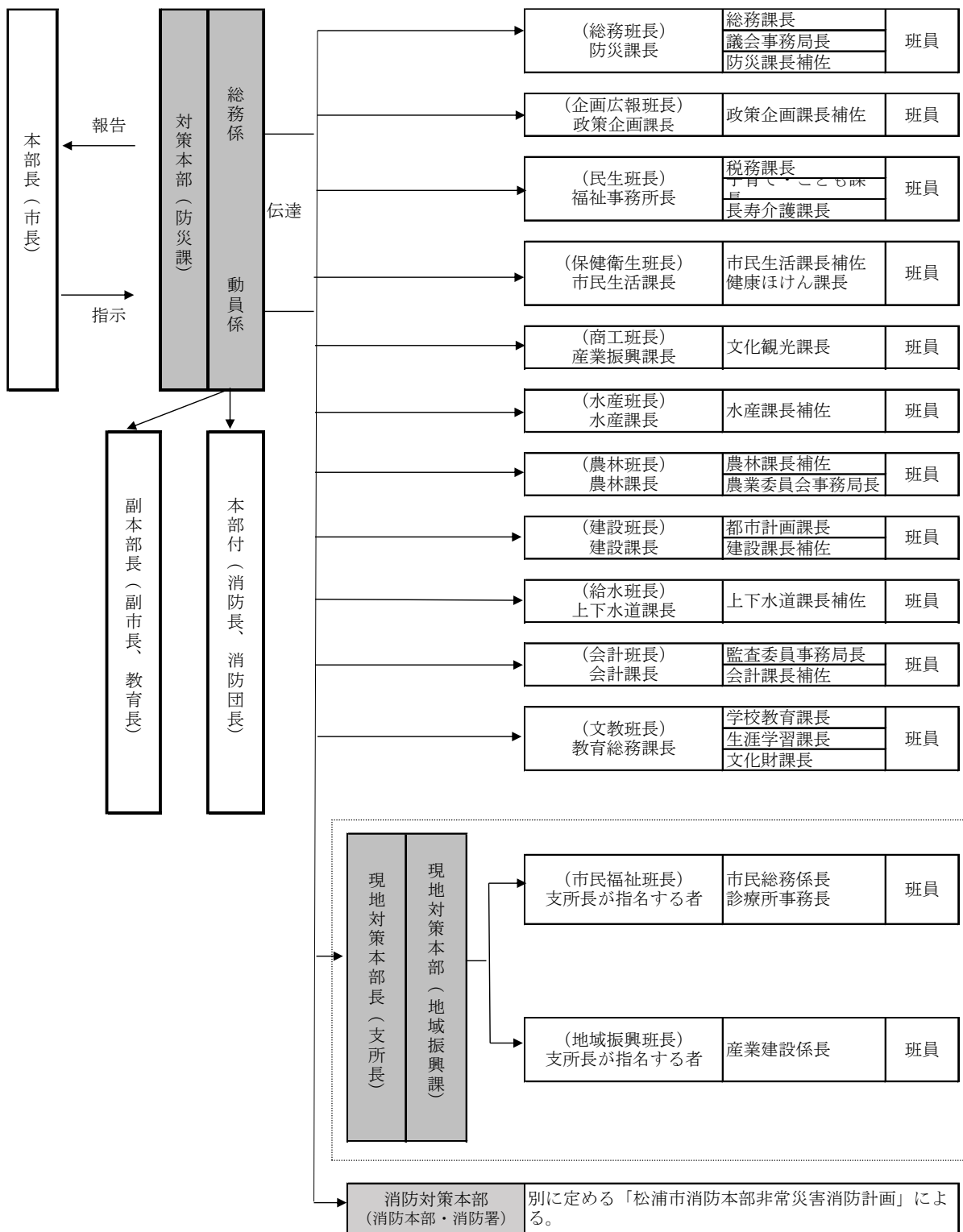
配備要員の動員方法



ウ 初動体制時における職員への伝達方法

勤務時間外に「災害対策本部」が設置された場合、初動体制時における職員への伝達方法は、次のとおりとする。

初動体制時における職員への伝達方法

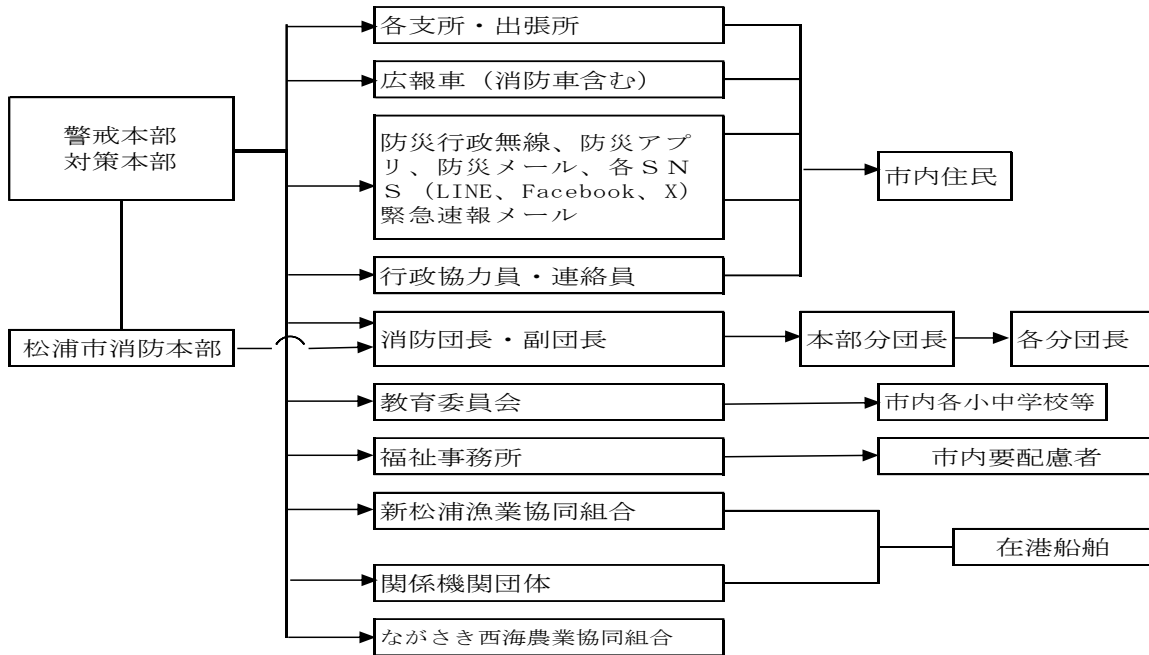


第2節 気象警報等の伝達計画

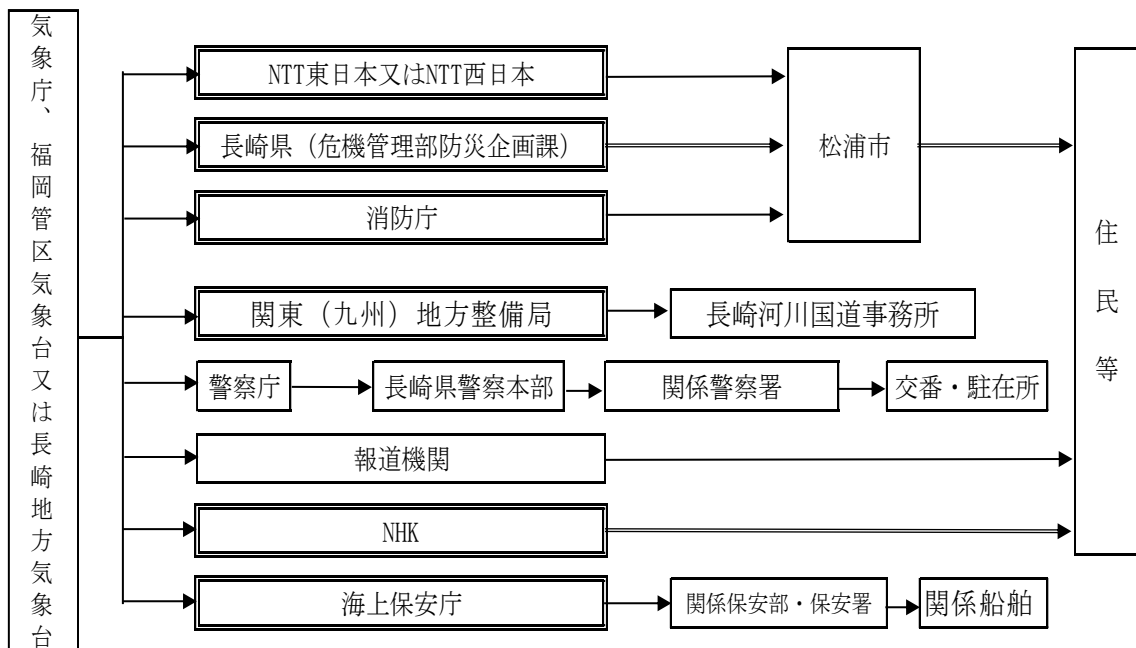
本計画は、災害発生に関係ある気象予報及び警報等の収集伝達通報の系統、要領等を定めて迅速確実な収集伝達の実施を図り、災害発生の防止を期するものである。

1 気象警報等伝達系統

(1) 松浦市における伝達系統図



(2) 気象庁、福岡管区气象台又は長崎地方气象台から伝達される気象警報等の伝達系統図



第1編 基本計画編
第3章 災害応急対策計画

- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重枠の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の処置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

2 警報等の受理及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される警報等は防災課（支所は市民総務係）が受理し、勤務時間外においては宿日直員が受理するものとする。
- 防災課（支所は市民総務係）における受理及び伝達担当員は、次のとおりとする。
- （本庁） 防 災 課 （正） 防災安全係長 （副） 防災課長補佐
- (2) 宿日直員が警報等を受理した場合は、直ちに防災課長（支所は支所長）に伝達するものとする。警報等を受理した防災課長（支所は支所長）は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集伝達、その他応急対策の実施体制をとるものとする。
- (3) (1)、(2)により警報等を受理した伝達担当員は、直ちに庁内各課に庁内放送により周知させるとともに、関係機関、住民等に対しては、防災行政無線放送により伝達周知を図るものとする。

3 気象情報等の収集

市及び市内の関係機関、団体は気象庁が警戒レベル3相当（※）を発表した場合、受信機器等（テレビ、ラジオ、インターネット等）により気象情報等の収集に努めるものとする。

（※）大雨警報等

4 火災警報の発表

市長は、長崎県地域防災計画（第3編災害応急対策計画 第8章消防活動計画）に定める「火災気象通報の取扱い」によって行うものとする。

第3節 災害情報の収集、報告計画

本計画は、災害情報及び被害報告を迅速確実に収集し、または通報・報告するために必要な事項を定め、応急対策の迅速を期するものである。

1 災害情報等の収集報告実施責任者

市長は、管内の災害情報及び所管にかかる被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報・報告するものとする。

2 災害報告の種類、内容

災害報告は、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により、概況とともに報告するものとする。

(1) 被害報告

災害の発生直後、被害状況が判明次第ただちに報告するものとし、さらに災害が続けて発生し又は災害調査の結果、新たに状況が判明した場合は逐次報告するものとする。

(2) 被害詳報

災害状況が確定したときに、それぞれ県の主管課に報告するものとする。

3 災害情報の収集、通報

(1) 災害発生のおそれがある異常現象の通報

① 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

ア 河川の増水又は氾濫等、水防に関するもの

地区消防団又は市建設課、防災課、鷹島支所

イ 火災発生に関するもの

消防署、消防団

ウ 地すべり、その他異常現象

建設課又は農林課、防災課、福島支所、鷹島支所、警察署

エ 津波、その他の異常現象（竜巻、潮の干満異常）

防災課、福島支所、鷹島支所、または警察署、海上保安庁

② 消防団（分団）長等の通報

異常現象発見の通報を受けた消防団（分団）長は、市長に報告し必要な対策を実施する。

③ 市長の通報

①、②及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに県防災計画に定める情報連絡系統図により通報するものとする。

(2) (1) 以外の災害情報の収集通報

① 行政協力員等の収集通報

市内各行政協力員等は区域内における災害情報を収集し、市防災課（支所は市民総務係）に通報するものとする。

ア 河川の増水等災害が発生しそうな状況

イ 住民の避難の状況

ウ 災害が発生しているときの状況

エ その他の災害情報

② 防災課等の災害情報の収集、通報

ア 市内各行政協力員等から災害情報の通報を受けた防災課（支所は市民総務係）担当員は、直ちに関係課に通報するものとする。

イ 防災課長（支所は支所長）及び各課長は、各行政協力員等からの災害情報と市自体で把握しうる災害対策の実施状況等の災害情報を併せ、関係各機関に通報するものとする。

4 被害状況の調査収集、報告

(1) 調査区分

市における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各課に分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。

被害区分	担当責任者	協力団体等
人・住宅等の被害 社会福祉関係被害	福祉事務所長	行政協力員等、施設の管理者
道路・河川・橋梁等の被害	建設課長	行政協力員等、建設業者
農・林業・畜産関係被害	農林課長	農協、土地改良区、森林組合、農業共済組合、農政協力員
水産関係の被害	水産課長	漁協、関係機関
商工業関係の被害	産業振興課長	商工会議所、商工会

(2) 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、実状に応じて編成するものとする。

(3) 被害状況の集計及び報告

① 各担当課は、被害状況の調査結果を速やかに防災課に報告するものとする。

なお、急を要する場合は、防災課において適宜報告時間を定めて被害状況を集計

するものとする。

- ② 防災課及び各担当課は、調査結果が判明次第、定められた様式により県及び県出先機関その他関係機関に報告するものとする。
- ③ 防災課は、被害状況を集計するにあたり、松浦警察署及び松浦市消防本部と緊密な連絡をとり、情報の交換及び調整を図り被害状況集計の正確を期するものとする。

(4) 被害報告の様式

災害関係法令等に基づいて、県関係各課から示される様式（第4号様式）により報告するものとする。

第1編 基本計画編
第3章 災害応急対策計画

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		軽傷者			人	半壊		棟	床下浸水	
		不明		人	一部破損				棟	未分類		棟		
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4節 災害通信計画

本計画は、災害に関する予警報及び災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を期するため、通信施設を適切に利用して、通信連絡体制の万全を期するものである。

1 各種通信施設の利用

各種通信施設の利用は、通信施設の被害状況により異なるが、概ね次の方法のうちから、実情に即した方法によりその利用を図るものとする。

(1) 防災行政無線

① 固定系

固定系（同報系）の防災行政無線施設により、気象情報・地震情報等各種の災害情報を直接住民に知らせることとする。

固定系防災行政無線の整備状況

地区	中継局	屋外 拡声子局	戸別 受信機	メーカー	整備年度
松浦	2 (不老山、志佐長野)	39	5,487	日本電気	令和2年度～ 令和4年度
福島	1 (大山)	13	832	日本電気	令和2年度～ 令和4年度
鷹島	0	14	579	日本電気	令和2年度～ 令和4年度
合計	3	66	6,898		

※令和8年3月末現在

② 可搬型

災害等により市役所（本庁）親局設備が使用できない場合に使用するものとする。

機器名称	数量	メーカー	付属設備	整備年度	保管場所
可搬型親局	1台	日本電気	アンテナ 発電機	令和2年度～ 令和4年度	松浦市消防本部

③ 移動系

災害現場等において、対策本部等との情報伝達通信に使用するものとする。

移動系防災行政無線の整備状況

	陸上移動局	メーカー	整備年度
市役所（本庁）	14	アイコム	令和2年度～ 令和4年度
福島支所	3	アイコム	令和2年度～ 令和4年度

鷹島支所	3	アイコム	令和2年度～ 令和4年度
合計	20		

(2) 専用通信施設の利用

携帯電話及び公衆電話通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設を利用するものとする。

- ① 松浦警察署
- ② 九州電力送配電(株)平戸配電事業所、唐津配電事業所

(3) 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときで、有線放送、電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信が複そうして長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、非常通信連絡会の協力を得て通信の確保を図るものとする。

なお、非常無線通信を使用する場合は、次により最寄りの無線局に依頼するものとする。

- ① 発信文は、カタカナで記入し、1通の字数は200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。
- ② 通信依頼に当たっては、次の事項を明記する。
 - ・受取人の宛名・電話番号
 - ・本文(発信文)
 - ・発信者名(本文の末尾に段落で区分してカタカナで書く。)
 - ・余白に「非常」の表示
 - ・発信人の住所、氏名、電話番号(漢字で書く。)

(4) アマチュア無線局

市内アマチュア無線従事者との連絡を密にして対応する。

非常通報用紙

受取人	電話 内線					
発信人	電話 内線					
	発信番号		発信日時	年	月	日 時 分
非常						

自局の通報取扱記録

取扱区分	受信人	受付局	中継局	着信局	受取人
伝送方法	無線		有線		使送()
	VHF	UHF	SHF	孤立	災害 防災 FAX
取扱機関及び開始、終了時刻					
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div>		→	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">自局</div>		→
自局名			取扱者		

長崎地区非常通信連絡会

第5節 災害広報計画

本計画は、市民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものとする。

1 広報担当及び他課との連絡

- (1) 市における災害情報、被害状況等災害に関する広報は、政策企画課及び防災課で行う。
- (2) 各課において広報を必要とする事項はすべて政策企画課及び防災課に連絡するものとする。

2 情報等広報事項の収集

政策企画課は、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他取材活動を実施するものとする。

3 住民に対する広報の方法

市において収集した災害情報及び応急対策等住民に周知すべき広報事項は、広報内容に応じて次の方法により行うものとする。

- (1) 防災行政無線（松浦市防災アプリ、松浦市防災メール、各SNS（LINE、Facebook、X）、緊急速報メール）
- (2) 広報車
- (3) 写真、ポスター等の展示
- (4) 報道機関を通じて
- (5) 松浦市ホームページ等

4 報道機関に対する情報発表の方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて政策企画課において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

5 広報の内容

- (1) 気象情報及び気象警報の発令又は解除
- (2) 対策本部の設置又は解散
- (3) 災害防止の事前対策
- (4) 災害応急対策状況
- (5) 災害状況

災害の種類別、日時、区域、状況、その他必要と認める事項（水道、電気、ガス、交通機関の広報）

第6節 避難計画

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難指示等の基準、伝達方法、避難方法等の要領を定めて、危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1 避難指示等の実施責任者等

状 況	実 施 者	対 象	措 置
<ul style="list-style-type: none"> 生命、身体財産を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合 (基本法第60条、第61条) 	<ul style="list-style-type: none"> 市長(知事に報告) 警察官又は海上保安官 (市長に通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要と認める地域の居住者 滞在者、 その他の者 	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示
<ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第29条) 	<ul style="list-style-type: none"> 水防管理者(市長) (管轄警察署長に通知) 知事 知事の命を受けた県の職員 	<ul style="list-style-type: none"> 必要と認める区域の居住者 	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示
<ul style="list-style-type: none"> 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法第25条) 	<ul style="list-style-type: none"> 知事 (管轄警察署長に通知) 知事の命を受けた県の職員 (管轄警察署長に通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要と認める区域内の居住者 	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示
<ul style="list-style-type: none"> 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法第4条) (自衛隊法第94条) 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官 (公安委員会に報告) 警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (長官の指定する者に報告) 	<ul style="list-style-type: none"> その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な警告を発する 特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる

2 避難指示等により避難が必要な居住者等に求める行動

警戒レベル	状況	行動を促す情報	避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・避難に時間のかかる要配慮者等とその支援者は立ち退き避難する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたら危険を感じたら自主的に避難する。
【警戒レベル4】	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難及び屋内避難）する。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所等へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
<警戒レベル4までに必ず避難>			
【警戒レベル5】	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・対策本部等が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

3 避難指示等の基準

- (1) 気象台から大雨、台風、地震、津波等災害に関する警報が発せられ、危険地域の避難を要すると判断されるとき。
- (2) 知事等関係機関から豪雨、台風、高潮、地震、津波等災害に関する通報があり避難を要するとき。
- (3) 河川が氾濫注意水位を突破し溢水又は決壊のおそれがあるとき。
(志佐川については、高野橋が避難判断水位に達し災害発生のおそれがあるとき)
- (4) 河川災害が発生したため、その下流で災害発生のおそれがあるとき。
- (5) 都市下水路が溢水又は決壊のおそれがあるとき。
- (6) ため池が溢水又は決壊のおそれがあるとき。
- (7) レベル4土砂災害危険警報が発表され災害発生のおそれがあるとき。
- (8) 火災が延焼拡大するおそれがあるとき。
- (9) ガス、火薬又は危険物の漏えい飛散流出等によって、爆発、火災等大災害の発生するおそれがあり、人命的財産に著しい被害を与えると判断されるとき。
- (10) その他自然的、人為的な災害により生命、身体に被害を受けるおそれのあるとき。

4 具体的な基準

(1) 洪水害の場合

避難指示等の判断基準は下表のとおり、水防法第13条第2項に基づく、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定されている志佐川について発令するものとし、降水状況、今後の雨量予測、長崎県観測局情報及び河川巡視等の情報などを総合的に判断して発令する。その他の河川については、降水状況、今後の雨量予測、水防団等からの避難の必要性に関する通報や、浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合などを総合的に判断して発令する。

警戒レベル	避難情報	志佐川（高野橋観測局）
警戒 レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断水位を超え、水位上昇が更に見込まれ、氾濫の危険が予想されるとき ・志佐川の高野橋観測局の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.2mに到達した場合 ・志佐川の高野橋観測局の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①高野橋観測局上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②志佐川の洪水キキクルで「警戒」（赤）（警戒レベル3相当情報）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測でレベル3大雨警報基準に到達する場合） ③高野橋観測局上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒 レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位を超え、水位上昇が更に見込まれ、氾濫の危険が予想されるとき ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・志佐川の高野橋観測局の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である2.5mに到達した場合 ・志佐川の高野橋観測局の水位が一定の水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①高野橋観測局上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②志佐川の洪水キキクルで「危険」（紫）（警戒レベル4相当情報）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測でレベル4大雨危険警報基準に到達する場合） ③高野橋観測局上流で大量又は強い降雨が見込まれる場

		<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 笛吹ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報も発表後速やかに発令）
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防に異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・ 志佐川の洪水キキクルで「災害切迫」（黒）（警戒レベル5相当情報）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合） ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ・ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 ・ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合

(2) 浸水害の場合

避難指示等は以下の基準及び状況や、浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合などを総合的に判断して発令する。

警戒レベル	避難情報	基準及び状況
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水キキクルで「警戒」（赤）が出現した場合（表面雨量指数が実況又は予測でレベル3大雨警報基準に到達する場合） ・ 周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある場合
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水キキクルで「危険」（紫）が出現した場合（表面雨量指数が実況又は予測でレベル4大雨危険警報基準に到達する場合） ・ 周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある場合
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水キキクルで「災害切迫」（黒）（警戒レベル5相当情報）が出現した場合（表面雨量指数が実況でレベル5大雨特別警報の基準に到達した場合） ・ レベル5大雨特別警報が発表された場合 ・ 重大な浸水害が切迫 ・ 浸水害がすでに発生している可能性が極めて高い状況

(3) 土砂災害の場合

避難指示等は以下の基準等を参考に、レベル4 土砂災害危険警報や今後の気象予測、長崎県河川砂防情報システム（ナックス）等の情報及び土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

警戒レベル	避難情報	基準及び状況
警戒 レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> レベル3 土砂災害警報が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒」（赤）（警戒レベル3 相当情報[土砂災害]）となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3 相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒 レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> レベル4 土砂災害危険警報が発表された場合 土砂キキクルで「危険」（紫）（警戒レベル4 相当情報）となった場合 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒 レベル5	緊急安全確保	（災害が切迫） <ul style="list-style-type: none"> レベル5 土砂災害特別警報が発表された場合 土砂キキクルで「災害切迫」（黒）（警戒レベル5 相当情報）となった場合 （災害発生を確認） <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認された場合

(4) 高潮災害の場合

避難指示等は以下の基準等を参考に、台風情報、気象予測、長崎県河川砂防情報システム等の情報及び巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難指示等の対象とする高潮災害は高潮により命を脅かす危険性があるケースを以下の二つに分類する。

- ・ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越え又は堤防が決壊したこと等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。
- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間に渡り浸水するおそれがあることが想定される。

警戒レベル	避難情報	発令基準
警戒 レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル3 高潮警報 ・ レベル2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、レベル4 高潮危険警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒 レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル4 高潮危険警報が発表された場合 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」においてレベル4 高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒 レベル5	緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・ 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ・ レベル5 高潮特別警報が発表された場合 <p>※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位</p> <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸堤防等が倒壊した場合 ・ 異常な越波・越流が発生した場合 ・ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

(5) 津波災害の場合

どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」を発令する。

避難種別	発令基準
避難指示	以下のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。 <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

5 避難の種別及び発令の責任者

種別	発令責任者	状況
事前避難	市長	災害が発生し、又は発生することが予想される場合、事前避難の必要がある地域に対して、県その他の関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難	市長 市長において立退きの指示ができないとき、又はそのいとまがないと認められるときは、消防長は市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、消防長は速やかにその旨を市長に報告しなければならない。	災害発生による危険が切迫して緊急に避難の必要がある地域に対して発令する。
収容避難	市長	事前避難及び緊急避難した避難後に、その避難所が更に危険な状態になったため、他の安全な避難所へ集団で避難させる必要がある場合に発令する。

6 避難指示等の伝達方法

(1) 伝達方法

該当住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により周知徹底を図る。この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を定めておく。

- ① 防災行政無線（松浦市防災アプリ、松浦市防災メール、各SNS（LINE、Facebook、X）、緊急速報メール）
- ② 関係者から直接口頭又は拡声器による伝達
- ③ 消防車、広報車の呼びかけによる伝達
- ④ テレビ放送、ラジオ放送による伝達
- ⑤ 松浦市ホームページ等による伝達

(2) 伝達事項

避難指示等は、関係住民に迅速かつ的確に次のとおり伝達するものとする。

- ① 関係地域名
- ② 予想される災害及び警戒レベル並びに避難立退きの理由
- ③ 避難場所及び避難経路
- ④ 避難に当たっての注意事項（家屋の戸締り、携帯品、服装、その他）

(3) 洪水などによる避難指示等の緊急放送は、次の信号等による。

避難情報等	発表及び発令時	解除時
台風接近等	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音	/
高齢者等避難	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音
避難指示	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音
緊急安全確保	サイレン（10秒）休止（2秒）サイレン（10秒） ⇒音声放送（伝達文） ⇒サイレン（10秒）休止（2秒）サイレン（10秒）	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音

※ 緊急放送が確実に伝達できるよう、まずサイレン等を吹鳴し、その後、音声放送（2回以上繰り返し）により内容を放送するものとする。なお、緊急安全確保は災害発生を確実に把握できるものではないため、必ず発令するものではない。

7 避難の方法

(1) 避難の誘導

- ① 避難誘導員は、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織員又は市長が指名する者が行い、避難中の事故防止を図る。
- ② 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
 - ア 避難場所が比較的遠距離の場合、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難する。
 - イ 避難経路中、危険箇所には標識、縄張りをするなどして誘導員を配置する。
 - ウ 誘導に際しては、できるだけ、舟、ロープ等資器材を利用し安全を図るようにすること。
 - エ 携帯品や幼児等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。
- ③ 観光客等地理的不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

(2) 移送

① 小規模の場合

避難立退きに当たっては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、舟艇等により移送及び輸送を行う。

② 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し市において処置できないときは、県に要請する。

(3) 避難の順位

避難の順位は、高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦、障害者等の要配慮者を優先して行うものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難立退きにあたり、携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜指導するものとする。

① 火気及び危険物の始末を完全にする。

② 会社・工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、劇毒物の始末、電気、ガス等安全措置をとること。

③ 家屋の補強

④ 家財の流失防止

⑤ 携帯品については、必要最小限のものにとどめ、避難秩序を乱すことのないように注意しなければならない。

(必要最小限・・・現金、貴重品、食糧2食程度、洗面用具、肌着、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等)

⑥ 必要に応じて防寒具、雨具を携行すること。

⑦ できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌につけておくこと。

8 避難所の設置

(1) 避難場所

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、災害対策基本法で位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所またはその他の避難所（以下「避難所」という。）を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害が差し迫った状況や発災時において住民等が緊急的に避難し、身の安全を確保することができる避難場所であり、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる場所を基本として災害の種類ごとに指定する。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、また災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。

① 地域別の避難所は「別表1」とするが、災害の状況により避難所を変更したときは、その都度周知を図るものとする。

なお避難経路は、災害時の状況に応じ適宜、定めるものとする。

② 避難所の設置にあたっては、集団的に収容できる既存の建物を利用し、炊出しの施設、その他の条件を考慮し、避難所として適切なものから順次設置する。

③ 避難所以外にも、状況に応じてその都度決定するものとする。

④ 大規模な災害が発生し、市内の避難所のみでは対応できない場合、市長は知事又は隣接市町長と協議し、避難所の設定又は被害者の収容について所要の措置を講ずる。

- ⑤ 災害が激甚で、避難が長期に及ぶ場合は、市、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、運営体制を整備して避難所の運営を行う。

(2) 避難所の開設及び管理

- ① 避難所の開（閉）設はその管理者が行い、管理運営は福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）が行う。避難所を開設したときは福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）は職員を駐在させて、避難所の管理運営と避難者の保護にあたるものとする。
なお、避難所運営に係る職員の増員については、本部長に報告しその指示を受けるものとする。
- ② 避難所駐在員は、避難状況（車中泊避難者など避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報など）及び避難所内の状況（食事供与の状況、避難者の健康状態や衛生管理状況等）を記録し、適宜、民生班長に報告するものとする。

(3) 避難所における感染症対策

市は、避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時における拡大を防ぐため、以下のような点に留意して感染症対策に努めるものとする。

- ① 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル等の活用も検討する。
- ② 避難者の健康状態の確認については、保健福祉所管課等と適切な対応を事前に検討しておくとともに、避難所への到着時実施する。また、避難生活開始後も定期的に健康状態を確認する。
- ③ 避難者や避難所運営スタッフは、こまめに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ④ 避難所の物品等の清掃消毒については、定期的に家庭用洗剤等を用いて行うなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ⑤ 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。
- ⑥ 発熱等の症状が出た者に対する専用スペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用のスペースやトイレは一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう努める。

(4) 避難所に収容する者の範囲

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ③ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(5) 避難の事前準備と留意事項

① 事前準備

ア 火気の取扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。

イ 台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止、雨戸・門等の完備）を行い浸水の予測される場合には家財を高所に移動させること。

ウ 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行うこと。

エ 浸水による油脂類の流失防止、カーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講ずること。

オ 病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあつては平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察消防機関と連絡を密にすること。

② 避難時の留意事項

ア 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。

イ がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避ける。

ウ 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対ふれない。

エ 高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早めに避難する。

(6) 福祉避難所の指定

① 市長は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。

② 市は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。

③ 市は、福祉避難所の指定にあたっては、施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていること等に留意する。

④ 市は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

⑤ 市は、一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送するものとする。

(7) 災害救助法による避難所の開設及び内容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

第1編 基本計画編

第3章 災害応急対策計画

調川町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員		
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人	
調川中学校	調川町下免1009番地	76	72-0184	★	○	○	○	○	○	○	校舎	400	200
					○	×	○	○	○	○	体育館	250	125
調川小学校	調川町下免986番地	84	72-0212	★	○	○	○	○	○	○	校舎	470	235
					○	○	○	○	○	○	体育館	250	125
調川公民館	調川町下免592番地7	8	72-3062	★	×	○	○	○	○	×	120	60	
江口住民センター	調川町下免78番地	3	72-0952	◆	×	○	○	—	○	×	63	31	
前浜公民館	調川町平尾免207番地76	4	—	△	×	○	○	—	○	×	30	15	
前浜団地集会所	調川町平尾免207番地10	5	—	◆	○	○	×	—	×	×	20	10	
白井公民館	調川町白井免又842番地	162	—	△	○	○	○	—	○	×	30	15	
上免公民館	調川町上免309番地2	149	—	△	○	○	○	—	○	×	30	15	
中免公民館	調川町中免309番地1	130	—	◆	○	○	○	—	○	×	79	39	
松山田公民館	調川町松山田免853番地1	122	—	◆	○	○	○	—	○	×	65	32	
七区ノ二地区公民館	調川町上免792番地11	19	—	△	×	○	○	—	○	×	24	12	
大平公民館	調川町上免632番地	45	—	◆	○	×	○	—	○	×	21	10	
調川老人憩の家	調川町下免695番地	4	72-2901	◆	×	×	×	○	×	×	90	45	

今福町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員		
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人	
今福中学校	今福町浦免431番地5	3	74-0044	★	○	○	×	○	×	○	校舎	260	130
					○	○	×	○	×	○	体育館	380	190
今福小学校	今福町東免16番地	15	74-0041	★	○	○	○	○	○	○	校舎	750	375
					○	○	○	○	○	○	体育館	250	125
今福高齢者コミュニ ティセンター	今福町浦免375番地	7	74-0883	★	○	○	○	○	○	×	150	75	
東部交流センター (今福公民館)	今福町浦免382番地2	4	74-1669	★	×	○	○	○	○	×	500	250	
江迎公民館	今福町東免452-1	18	—	◆	○	○	○	—	○	×	45	22	
滑栄集会所	今福町滑栄免223番地1	3	—	◆	○	×	×	—	×	×	45	22	
寺上公民館	今福町寺上免623番地1	115	—	◆	○	○	○	—	○	×	27	13	
木場地区住民集会所	今福町木場免703番地1	202	—	◆	○	○	○	—	○	×	45	22	
坂野公民館	今福町坂野免362番地2	157	—	◆	○	○	○	—	○	×	43	21	
仏坂公民館	今福町仏坂免874番地1	40	—	◆	○	○	○	—	○	×	51	25	
浜ノ脇公民館	今福町北免619番地1	27	—	△	○	○	○	—	○	×	41	20	
飛島公民館	今福町飛島免408番地2	2	—	◆	○	×	×	×	×	×	46	23	
新松浦漁協松浦支 所	今福町浦免444番地5	1	74-0018	△	○	○	×	—	×	×	150	75	
新松浦漁協 浦免漁民集会所	今福町浦免573番地	1	74-0018	△	○	○	×	—	×	×	150	75	
今福子ども園	今福町東免2681番地1	8	74-0173	△	×	○	○	○	○	×	200	100	
人柱地区公民館	今福町浦免2983番地4	4	—	◆	×	○	○	—	○	×	37	18	
善福寺	今福町仏坂免910番地	16	74-0145	△	○	×	○	—	○	×	25	12	
宛陵寺	今福町仏坂免958番地	15	74-0139	△	○	○	○	—	○	×	50	25	

第1編 基本計画編
第3章 災害応急対策計画

福島町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員		
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人	
福島養源小学校 福島中学校	福島町塩浜免2950番地	7	47-2711	★	○	○	○	○	○	○	校舎	760	380
	福島町塩浜免2953番地1		47-2024		○	○	○	○	○	○	○	体育館	420
養源体育館	福島町原免1051番地	108	47-3111	★	○	○	○	○	○	×		230	115
福島保健センター	福島町塩浜免2944番地41	3	41-3005	★	○	○	×	○	○	×		150	75
福島体育館	福島町塩浜免2993番地89	3	47-2578	★	○	○	×	○	×	○		1,000	500
福島武道館	福島町塩浜免2993番地89	3	—	★	○	○	×	○	×	○		200	100
福島公民館	福島町塩浜免2993番地3	4	47-2006	★	○	○	○	—	×	×		100	50
松浦市福島町観光 宿泊施設 (ベッ トリゾートプレイ ンズ長崎)	福島町喜内瀬免625番地1	12	41-3288	△	○	○	○	○	○	○		260	130
原区集落センター	福島町原免1217番地	60	—	◆	○	○	○	○	○	×		60	30
はりま釜集会所	福島町塩浜免2124番地19	3	—	◆	○	○	×	○	×	×		53	26
浅谷集落センター	福島町浅谷免918番地2	18	47-3720	△	○	○	○	—	○	×		60	30
伊万里釜会館	福島町塩浜免2221番地	3	—	◆	○	×	×	○	×	×		73	36
土谷公民館	福島町土谷免602番地3	93	—	◆	○	○	○	—	○	×		35	17
鍋串公民館	福島町鍋串免102番地74	3	—	△	○	×	×	—	×	×		48	24
里公民館	福島町里免937番地2	28	47-3837	◆	○	○	○	—	○	×		51	25
大山公民館	福島町端免1639番地	52	—	◆	○	×	○	—	○	×		22	11
祝崎公民館	福島町端免463番地2	21	—	◆	○	×	○	—	○	×		22	11
白土公民館	福島町端免1001番地2	3	—	◆	○	○	×	—	○	×		26	13
喜内瀬公民館	福島町喜内瀬免253番地3	78	—	◆	○	○	○	—	○	×		21	10
日の浦公民館	福島町塩浜免2859番地49	4	—	◆	○	×	×	—	×	×		34	17
ふくざき会館	福島町塩浜免635番地1	4	—	△	○	×	×	○	×	×		70	35
尊光寺	福島町塩浜免924番地	9	47-4715	△	○	×	○	—	○	×		40	20
養源保育所	福島町原免1771番地	83	47-2517	△	○	○	○	—	○	×		200	100
ひかりヶ丘保育園	福島町塩浜免2449番地35	4	47-2171	△	○	×	×	—	○	×		250	125
福島消防センター	福島町塩浜免2163番地5	3	—	△	○	○	×	○	×	×		130	65
福島町社会福祉セ ンター	福島町塩浜免2993番地50	4	47-2225	◆	○	○	×	—	×	×		45	22
ながさき西海農協 福島支店	福島町塩浜免2944番地	3	47-4111	△	○	○	×	—	×	×		100	50
新松浦漁協福島支 所	福島町塩浜免2158番地26	3	47-2023	△	○	×	×	—	×	×		150	75
福島診療所	福島町塩浜免2944番地21	3	47-2003	△	○	○	×	○	×	×		125	62
福島総合運動公園	福島町塩浜免2993番地67	2	47-2225	◎	—	○	×	○	×	○		—	—
蛙鼻公園	福島町里免1669番地1	50	—	◎	—	○	○	×	○	×		—	—
大山公園	福島町端免1517番地1	160	—	◎	—	○	○	×	○	×		—	—

鷹島町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員		
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人	
鷹島小学校 鷹島中学校	鷹島町中通免1974番地2	82	48-2002 48-2009	★	○	○	○	○	○	○	校舎	880	440
					○	○	○	○	○	○	体育館	330	165
鷹島体育館	鷹島町中通免1974番地	84	—	★	○	○	○	○	○	○	250	125	
新松浦漁協本所	鷹島町阿翁浦免637番地	3	48-3131	△	○	○	×	—	×	○	100	50	
鷹島スポーツ・文 文化交流センター	鷹島町里免1102番地1	84	48-3111	★	○	○	○	○	○	○	1,200	600	
黒島地区多目的集 会所	鷹島町黒島免274番地2	36	—	△	○	○	○	—	○	×	46	23	
阿翁浦地区多目的 集会所	鷹島町阿翁浦免688番地6	5	48-2911	◆	○	×	×	—	×	×	63	31	
阿翁地区多目的集 会所	鷹島町阿翁免737番地1	30	—	◆	○	○	○	—	○	×	70	35	
日比漁村センター	鷹島町里免1344番地3	3	—	△	○	×	×	—	×	×	33	16	
神崎地区多目的集 会所	鷹島町神崎免1006番地1	47	—	◆	○	○	○	—	○	×	36	18	
石川地区多目的集 会所	鷹島町神崎免102番地5	89	—	◆	○	○	○	—	○	×	23	11	
里地区多目的集會 所	鷹島町里免349番地2	70	—	△	○	○	○	—	○	×	47	23	
中通地区多目的集 会所	鷹島町中通免1857番地2	80	—	◆	○	○	○	—	○	×	82	41	
殿ノ浦地区多目的 集会所	鷹島町中通免230番地23	3	—	△	○	×	×	—	×	×	41	20	
原地区多目的集會 所	鷹島町原免652番地1	77	—	△	○	○	○	—	○	×	42	21	
三里地区多目的集 会所	鷹島町三里免519番地2	72	—	△	○	○	○	—	○	×	52	26	
船唐津漁民セン ター	鷹島町船唐津免550番地5	3	—	◆	○	×	×	—	×	×	38	19	
鷹島開発総合セン ター(鷹島公民 館)	鷹島町神崎免146番地	102	48-2049	★	○	○	○	—	○	○	360	180	
松浦市高齢者生活 福祉センター(水 仙苑)	鷹島町神崎免137番地1	93	48-3505	★	○	○	○	○	○	×	220	110	
鷹島支所町民集會 所	鷹島町中通免1718番地2	80	48-3111	◆	○	○	○	○	○	○	162	81	
黒島住民センター	鷹島町黒島免244	46	0956 72-1111	★	○	○	○	○	○	×	65	32	
鷹島総合運動公園	鷹島町里免1102-1	87	—	◎	—	○	○	○	○	○	—	—	
宮地嶽史跡公園	鷹島町阿翁免1011-2	95	—	◎	—	○	○	×	○	×	—	—	
牧の岳史跡公園	鷹島町三里免267	90	—	◎	—	○	○	×	○	×	—	—	

- ・避難所の種類の欄の、◎は指定緊急避難場所、◆は指定避難所、△はその他の避難所
- ・☆は指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる
- ・災害種別欄の「○」は適、「×」は不適、「—」耐震性不明又は対象施設外等、なお洪水については上層階への避難(垂直避難)が可能な施設は「○」と記載
- ・学校については、大火事の場合はグラウンド、津波・洪水の場合は校舎、それ以外の場合(土砂災害・高潮・地震)体育館として、その適否を記載
- ・標高(m)は、国土地理院地図(電子国土web)を参照
- (注1)災害種別は単独を想定

9 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 避難支援計画の策定等

市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導についての避難行動要支援者の避難支援計画等を策定するとともに、作成後は、登録者及び計画の内容について適宜更新する等、実態把握を行う。

① 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

ア 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- (a) 要介護認定を受けている者
- (b) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障害者
- (c) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (e) 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
- (f) 上記以外で市等が支援の必要を認めた者

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (a) 氏名
- (b) 生年月日
- (c) 性別
- (d) 住所又は居所
- (e) 電話番号その他の連絡先
- (f) 避難支援等を必要とする事由
- (g) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

エ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他関係機関に対して、情報提供を求めるものとする。

オ 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

カ 市は、避難行動要支援者名簿について、適正な情報管理を行う。

キ 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

② 個別避難計画の作成及び管理

ア 市は、避難行動要支援者のうち優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

(ア) 個別避難計画には避難行動要支援者に関する事項に加え、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (a) 緊急時の連絡先
- (b) 避難先及び経路
- (c) 避難支援者情報
- (d) 避難時に配慮を必要とする事項
- (e) 避難支援等の留意事項

(イ) 市は、個別避難計画の管理に関し、避難行動要支援者名簿に規定する前号オからキの各項目を準用する。

③ 避難支援等関係者への事前の名簿情報及び個別避難計画の提供等

ア 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

ウ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (a) 長崎県警察
- (b) 民生委員法に定める本市の民生委員・児童委員
- (c) 松浦市消防本部
- (d) 本市行政協力員及び行政連絡員
- (e) 松浦市社会福祉協議会
- (f) 松浦市消防団
- (g) 本市内の自主防災組織
- (h) 松浦市居宅介護支援事業者等連絡協議会

エ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、

個人情報の適正な管理に関する確認書を市に提出すること。

- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・施設可能な場所への避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導する。

④ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

10 学校、医療施設、社会福祉施設、介護保険施設等における要配慮者の避難対策

児童、生徒等多数の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序の乱れによる危険があるため、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、消防その他関係機関との連携のもとに避難訓練を定期的実施するものとする。

また、学校、医療施設、社会福祉施設、介護保険施設など多数の者を収容する施設においては、避難命令権者の指示に基づき、避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

(1) 学校

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難先
- ④ 避難誘導

引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置または学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

⑤ 移送

地区別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

⑥ 避難の器具

(2) 医療施設、社会福祉施設、介護保険施設等

病院の入院、通院者や社会福祉施設、介護保険施設等の入所、通所者は、自力で避難できない場合が多いため、地域住民のボランティア等の協力が必要である。

① 避難誘導

医療施設・社会福祉施設・介護保険施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に

努め、重傷者、避難行動要支援者など配慮して誘導する。

② 移送

医療施設・社会福祉施設・介護保険施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

③ 避難場所等の確保

医療施設・社会福祉施設・介護保険施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

(3) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な計画（以下「避難確保計画」という。）を定めておくものとする。

① 避難確保計画の概要

災害発生時には、職員等の迅速で的確な行動が重要であることから、各施設管理者等は職員の任務分担、動員計画、避難誘導體制、施設の整備や防災教育及び訓練等についてあらかじめ詳細に定めておく。

なお、整備にあたっては、施設利用者の障害の程度や年齢層など様々であるためそれぞれの施設の実情に見合った整備に努めるものとする。

② 対象となる要配慮者利用施設

- ア 高齢者利用施設（特別養護老人ホームなど）
- イ 障害者利用施設（障害者福祉サービス事業所、障害児通所施設など）
- ウ 乳幼児利用施設（保育所、認定こども園など）
- エ 児童利用施設（学童保育など）
- オ 子育て支援施設（子育て広場など）
- カ 病院、診療所（有床に限る）
- キ 学校（小学校、中学校、高等学校など）

浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

No	施設名	所在地	施設種別
1	グループホーム しさんまち	松浦市志佐町浦免1775-1	高齢者利用施設
2	ふえふきよりあいの場	松浦市志佐町笛吹免1057-3	高齢者利用施設
3	デイサービスふえふき	松浦市志佐町笛吹免218	高齢者利用施設
4	松浦幼稚園	松浦市志佐町浦免1567-1	乳幼児利用施設
5	志佐保育園	松浦市志佐町浦免1459-1	乳幼児利用施設
6	上志佐保育所	松浦市志佐町笛吹免212-9	乳幼児利用施設
7	URACCO（うらっこ）	松浦市志佐町浦免1489-2	子育て支援施設
8	志佐こどものいえ	松浦市志佐町浦免1611	児童利用施設

9	上志佐児童クラブ	松浦市志佐町笛吹免212-9	児童利用施設
10	やまびこ学苑松浦校	松浦市志佐町庄野免632-6	障害者利用施設
11	児童発達支援・放課後デイサービスまんてん	松浦市志佐町浦免1532-11	障害者利用施設
12	はーとオアシス	松浦市志佐町浦免533	障害者利用施設
13	志佐小学校	松浦市志佐町浦免1590	小学校
14	上志佐小学校	松浦市志佐町笛吹免901	小学校
15	菊地病院	松浦市志佐町浦免1765-4	病院
16	JCHO松浦中央病院	松浦市志佐町浦免856-1	病院
17	今福こども園	松浦市今福町東免33-4	乳幼児利用施設
18	今福児童クラブ	松浦市今福町東免33-4	児童利用施設
19	グループホームたけべ	松浦市今福町北免2091-5	高齢者利用施設
20	就労継続支援B型事業所ゆうゆう	松浦市今福町北免2009-304	障害者利用施設
21	調川ホーム	松浦市調川町下免100-1	障害者利用施設

土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

No	施設名	所在地	施設種別
1	グループホームかもめ	松浦市御厨町里免893	高齢者利用施設
2	グループホーム元気の家	松浦市志佐町赤木免253	高齢者利用施設
3	ふえふきよりあいの場	松浦市志佐町笛吹免1057-3	高齢者利用施設
4	特別養護老人ホーム愛光園	松浦市志佐町浦免270	高齢者利用施設
5	デイサービスそよ風	松浦市調川町下免740-50	高齢者利用施設
6	デイサービスえん樹	松浦市調川町下免740-57	高齢者利用施設
7	軽費老人ホーム建禄園	松浦市福島町端免78	高齢者利用施設
8	じこう保育園・慈光幼稚園	松浦市御厨町中野免13-第1	乳幼児利用施設
9	たのしかこども園	松浦市志佐町栢木免1725	乳幼児利用施設
10	上志佐保育所	松浦市志佐町笛吹免212-9	乳幼児利用施設
11	うつみ乳児保育園	松浦市志佐町庄野免50	乳幼児利用施設
12	つきっこ保育園	松浦市調川町下免591-1	乳幼児利用施設
13	松浦幼稚園	松浦市志佐町浦免1567-1	乳幼児利用施設
14	ひかりヶ丘保育園	松浦市福島町塩浜免2449-35	乳幼児利用施設
15	上志佐児童クラブ	松浦市志佐町笛吹免212-9	児童利用施設
16	福島児童クラブ	松浦市福島町塩浜免2449-35	児童利用施設
17	はーとオアシス	松浦市志佐町浦免533	障害者利用施設
18	調川中学校	松浦市調川町下免1009	中学校

1.1 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市は、動物愛護及び管理の観点から、県、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して必要な対策を行う。

- (1) 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。
- (2) 管内の被災状況等を把握し、必要な物資等に関する情報の収集に努める。
- (3) 愛玩動物の一時預かり先の確保のため、必要により県を通じ、応援要請を行う。

第7節 食糧供給計画

本計画は、り災者及び災害応急対策等に対する食糧の給付のための計画である。

1 実施責任者

災害時におけるり災者及び災害応急対策要員等に対する食糧の調達供給は市長が行うものとする。

2 主食の調達

(1) 主食の応急供給

- ① 市長は災害時に次の配給を実施しようとするときは、知事（県農林部）に対し農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給または給食を実施する。

配給数量の基準

配給を要する事態	配給品目	配給数量
り災者に対し、炊出し等による給食を行う必要がある場合	原則として米穀、実状により乾パン、米飯缶詰	1食当たり 精米換算200g以内
り災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1食当たり 精米換算400g以内
災害地における救助作業に従事する者に対し給食、又は配給を行う必要がある場合	同上	1食当たり 精米換算300g以内

- ② 市長は、災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

第3章 災害応急対策計画

③ 市長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

ア 炊出し受給者名

イ 食糧品現品給与簿

ウ その他関係証拠書類

(2) 応急食糧緊急引渡

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給または給食を実施することが不可能な場合には、市長は農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

3 炊出し及び食糧の給付

(1) 炊出し及び食糧の給付対象者は、おおむね次のとおりとする。

① 避難所に避難している者

② 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

③ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、列車、船舶等の旅客等でその必要のある者

(2) 炊出しの方法

① 炊出しは福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）において必要に応じ、地区長、婦人会、日赤奉仕団体等の協力を得て実施するものとする。

② 炊出し材料の確保は、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）が行うものとする。

③ 炊出しに必要な施設及び器材は、教育委員会と協議のうえ松浦中央学校給食共同調理場及び学校調理室の施設利用を図るものとする。

4 炊出し等の費用及び期間

炊出し及び食料品の給付のための費用及び期間は、災害救助法の基準に応じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

第8節 衣料生活必需品等物資供給計画

本計画は、り災者に対する衣料生活必需品等の物資を迅速確実に給付するための物資の調達並びに配給に関する計画である。

1 実施責任者

り災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給付、供与又は調達は、市長が行うものとする（知事からの委任を含む）。なお、物資の調達、供与等は福祉事務所を担当課とする。

2 物資の調達

(1) 市長は、り災者に物資の給付等を行なうため、必需物資は主に市内の業者から調達する。

(2) 災害救助法が適用された場合における災害

救助法の基準による衣料寝具の調達は県知事からの給付による。

3 物資の給付等

(1) 対象者

給付又は貸与の対象者は住家の全半壊、全半焼、流失、床上浸水、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、ただちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 内 容

給付又は貸与の内容は、災害救助法が適用された場合における救助物資の給付、又は貸与は関係法の基準によるものとするが、その他の場合は必要に応じて給付又は貸与するものとする。

(3) 方 法

- ① 福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成した上で購入する。
- ② 物資の給付又は貸与は、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）において物資支給責任者を定め、各地区長等の協力を得て実施する。

4 救援物資等の受入れ及び配分

- (1) 災害発生時に救援物資の提供があった場合、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）は、市物資拠点で受入れ・保管し、さらに各地域へ配付するための仕分け等を行う。金品については、会計課において保管する。市物資拠点は松浦市武道館とする。
- (2) 救援物資及び金品等の配分については、災害の程度及び救援物資等の数量等により、その都度配分計画をたてて配分する。

5 災害救助法による物資の給付又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給付、又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第9節 給水計画

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の確保及び給水の計画は次によるものとする。

1 実施責任者

災害におけるり災者に対する飲料水の供給、確保は市長が行うものとする。

2 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者。

3 給水方法

給水は、上下水道課が県北保健所の指示に基づき、消防団等の協力を求めて次の方法により実施するものとする。

- (1) 給水量は1人1日3リットルを所要給水量とする。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具類等は、すべて衛生的処理をした後、使用するものとする。
- (3) 被害地の状況を迅速かつ的確に把握し、別表に掲げる地区別の給水量、給水人口をもとに、地区別給水順位などを計画するものとする。

4 給水の費用及び期間

(1) 費用

- ① ろ過水、その他の給水に必要な人夫賃及び輸送費
- ② ろ過水器、その他の給水に要する機械器具の借上料、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品及び資材費

(2) 期間

供給期間は災害発生日から7日間を目途とする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は当該管理者が行うものとし、管理者はあらかじめ応急工事等の施工方法を定めておくものとする。

地区別の給水量及び給水人口一覧表

地区名	種 別	水量 (t/日)	給水計画人口 (人)
御厨・ 星鹿地区	御厨浄水場	2,390	6,280
	青島 (御厨浄水場より分水)	140	450
	田代浄水場	260	720
志佐地区	志佐浄水場	7,410	7,220
	笛吹、赤木浄水場	131	380
	田ノ平、横辺田浄水場	90	350
	志佐川西部浄水場	165	510
	長野、稗木場浄水場	155	500
	柚木川内浄水場	15	44
調川地区	調川浄水場	350	1,100
今福地区	今福浄水場	1,480	3,210
	木場・寺上浄水場	110	400
	飛島 (今福浄水場より分水)	30	140
	坂野浄水場	40	160
福島地区	福島・鍋串浄水場	1,738	2,500
	里浄水場	120	330
	原土谷浄水場	150	520
鷹島地区	中央・三里浄水場	1,390	3,000
	黒島浄水場	75	440

資料：上下水道課

応急給水確保資機材の種類及び能力

種 類	能 力	保有台数等
給水車	2,000リットル	1基
給水容器 (ポリ袋)	6リットル	300個

第10節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画

本計画は災害により住宅を失い、又破損したため自力で応急対策を実施できない者に対し、民間賃貸住宅などの借上げや応急仮設住宅を建設するなど、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、恒久住宅への円滑の移行に向けた取組や住宅の応急修理を実施する等の応急対策計画とする。

1 実施責任者

り災者に対する民間賃貸住宅の借上げや応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が行うものとする。また、応急仮設住宅の建設及び応急修理の計画、入居は福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）を担当課とし、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）の要請に基づく建設、修理及び民間賃貸住宅の借上げの実施は、都市計画課（災害対策本部設置時は建設班）で行うものとする。

2 応急仮設住宅の入居対象者

(1) 入居対象者

応急仮設住宅などに入居または収容するり災者は、災害のため住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力で復興することが出来ない者とする。

3 住宅の応急修理対象者及び方法

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は災害のため住宅が半焼、又は半壊し自らの資力で復興することが出来ない者とする。

(2) 修理の方法

応急修理は居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、修理方法は応急仮設住宅の建設方法に準ずるものとする。

4 建設用地の決定

応急仮設住宅の建設用地は原則として市運動公園、市地域運動場、市内小中学校グラウンド等の市有地とする。

ただし、り災者の生業等の関係で止むを得ない場合は、その時点において福祉事務所は、都市計画課、建設課、教育委員会及び防災課と協議の上決定する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の建設用地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

5 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な建築資材の調達は市内業者とするが、関係業者からの調達が不可能な場合は、知事に対し斡旋依頼を行うものとする。

6 応急仮設住宅等の戸数、規模等

応急仮設住宅の建設及び応急修理の戸数、規模、費用の限度額、工期、入居者の選考、供与期間については、災害救助法の基準によるものとする。

7 災害救助法の適用の場合

県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第11節 医療等の計画

本計画は、災害の混乱時におけるり災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るものとする。

1 実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対し、各関係機関の協力を得て、市長が行うものとする。

2 医療の対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のためその途を失った者に対して応急的に行う。
- (2) 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の者で災害のため助産の途を失った者。

3 医療、助産の範囲

(1) 検診

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他治療及び施術
- ④ 病院等への収容
- ⑤ 看護

(2) 助産

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給

4 医療、助産の実施

- (1) 医療、助産の実施は原則として、医療班により行うものとするが、緊急やむを得ない場合は、もよりの医師等により行うものとする。
- (2) 医療班の編成
市医療班は、福島診療所及び鷹島診療所とし、県の医療班については、県計画による医療機関とする。
- (3) 医療品等の調達
医療等の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、長崎県県北保健所又は県福祉保健部に調達、斡旋の要請を行うものとする。

5 医療等の期間等

医療等の実施期間、費用等は災害救助法の基準及び災害の規模等を考慮し、その都度定めるものとする。

6 医療機関

医療機関一覧表

(令和8年3月末現在)

町名	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
星鹿	松浦市立 青島診療所	星鹿町青島免651 番地	75-0782	内科・外科	0
御厨	押渕医院	御厨町里免37番地1	75-0311	内科・神経内科・疼痛緩和 内科・外科・消化器外科・リ ハビリテーション科・整形外科・麻 酔科	19
	田中病院	御厨町里免871番地	75-0211	内科・外科・整形外科・脳 神経外科・皮膚科・リハビリテ ーション科・呼吸器科	79
志佐	菊地病院	志佐町浦免1765 番地4	72-0151	内科・外科・呼吸器科・消 化器科・整形外科・眼科・ 放射線科・リハビリテーション科	92
	JCHO 松浦中央病院	志佐町浦免856番地 1号	72-3300	内科・人工透析内科・循環 器内科・呼吸器内科・外科 ・消化器外科・肛門外科・ 整形外科・皮膚科・放射線 科・リハビリテーション科・耳鼻咽 喉科	85
	坂口こどもクリニック	志佐町浦免1738 番地2	72-5900	小児科・小児外科	0
	中山レディースクリニック	志佐町里免297番地	72-0050	産婦人科	13 (休床中)
	能塚医院	志佐町高野免120 番地1	73-0077	内科・外科・皮膚科・呼吸 器科	0
調川	木村内科循環器科	調川町下免91番地	72-1101	内科・循環器科・消化器科	0
今福	白壁外科医院	今福町浦免423番地	74-0221	内科・外科	1
福島	松浦市立 福島診療所	福島町塩浜免2944番 地21	47-2003	内科・外科・小児科・循環 器内科	0
	松浦市立 福島診療所原分院	福島町原免1106 番地	47-2281	内科・小児科	0
鷹島	松浦市立 鷹島診療所	鷹島町神崎免352 番地1	48-2012	内科・外科	0

第12節 防疫、清掃計画

本計画は、災害時における被災地の防疫及び清掃に関し、その円滑化を図るものとする。

第1 防疫（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項）

1 実施責任者

市長は、知事の指示に従い、防疫上必要な措置を行うものとする。

なお、防疫の担当課は、健康ほけん課及び市民生活課とする。

2 防疫班の編成

防疫実施のための防疫班は、必要に応じその都度編成する。

なお、要員が不足する場合には、民生班より配置する。

3 防疫の実施

（1）清潔方法

市長の指示に基づき、被災地域及びその周辺の地域について、臨時の清潔方を実施する。方法は、道路・溝渠・公園等の公共の場所を中心に、感染症予防のための衛生処理を実施する。

なお、被災家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯主において実施するものとする。

（2）消毒方法

実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条による。

（3）ねずみ・昆虫等の駆除

実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条による。

4 患者等に対する措置

感染症患者及び保菌者の隔離収容は、当該関係者を発見した時はすみやかに次の施設に収容するものとする。また、交通途絶のため隔離収容出来ない場合は、付近の適当な場所に施設を設けて収容するものとするが、全く止むを得ない場合は自宅隔離とする。

この場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を厳守させ、特に、し尿の衛生的処理については十分な指導監督を行うものとする。

隔離施設

隔離施設名	電話番号	病床数
佐世保市総合医療センター 併設隔離病舎	0956 24-1515	4

5 避難所の防疫措置

避難所は応急仮設住宅であり、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、所轄保健所の指導を得て防疫活動を実施する。ただし、この場合は施設の管理責任者を通じ自治組織を編成させ、協力体制を整えるものとする。

6 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市民生活課が当該保健所と連絡をとり、調達するものとする。

第2 清掃

1 実施責任者

被災地における汚物の収集、処分等の清掃は、市長がこれを行うものとする。

なお、清掃担当は、市民生活課とする。

2 清掃班の編成

ゴミ処理班、し尿処理班は、防疫班に準じて市担当員が市内関係業者と連絡を行い、編成するものとする。

3 清掃方法

ごみ及びし尿処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に定める基準並びに松浦市災害廃棄物処理計画に基づいて実施するものとする。

第13節 貯木及び在港船舶対策計画

災害発生時における流木による被害及び在港船舶の危険を防止するための計画は次によるものとする。

1 貯木対策

山元貯木場における流木対策として、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合、その災害情報を木材所有者等に通報し、災害情報の周知徹底と事前措置等について指導する。
- (2) 台風等の災害発生時における木材の流失に対処するため、あらかじめ木材所有者等に対し、予防措置に必要な資材等の準備について指導啓発する。
- (3) 木材が流失するおそれがある場合は、その所有者に対してその木材をおのおの安全な場所に移動させると共に、確実に固縛するよう指導または勧告する。
- (4) 搬出不可能な山元貯木場で木材が流失するおそれがある場合は、その所有者等に対して、流木防止処置をするよう指導または勧告する。

2 在港船舶対策

市長は関係機関と協力し、船舶の被害防止対策として次の措置をとるものとする。

- (1) 船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は、在港船舶に対し災害情報の周知徹底を図るものとする。
- (2) 港内停泊船舶は、安全な泊地に移動させるほか、港内における停泊方法を指導する。
- (3) 岸壁繫留船舶は、離岸して錨泊させるか、離岸できないときは、岸壁等に取り上げないように、繫留方法について指導する。
- (4) 航行中の船舶には、早目に安全な港に避難するよう勧告する。

第14節 障害物除去計画

豪雨または河川等の溢水、地すべり等に起因して、岩石、土砂、竹木等その他障害物の排出により、住民生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活の安定と交通路を確保する。

1 除去の方法

- (1) 障害物の所有者は、直ちに適切な処置により除去する。ただし緊急の場合、市長が行う。
- (2) 障害物の集積又は捨土石等の場所は、埋立地又は市有地とし、その除去方法については、市保有車両（トラック）を利用する。
- (3) 障害物除去に必要な車両、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用できるようにしておく。また、応援協力を求める必要があるときは、松浦市建設業協同組合（協定締結）と連絡をとり適切に処置する。
- (4) その他、航路等海上交通の障害となる物件については、海上保安部と連絡をとり、新松浦漁業協同組合と協力して、災害誘発の起因となる各種障害物の除去を促進する。
- (5) 除去された障害物が保管すべきものと判断される場合、市長及び警察署長が一時保管し、必要な事項を公示する。

第15節 応急輸送対策計画

本計画は、災害における人員・物資等の輸送を迅速かつ確実にを行うため、必要な車両・船舶等の確保を図り、これを有効適切に利用するための計画とするものである。

1 応急輸送の種別

災害時の各種輸送対象の種類・数量・緊急度並びに現地の交通施設の状況を勘案して、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 貨物自動車、乗用自動車、その他による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) 航空機（ヘリコプター）による輸送
- (5) 人力による輸送

2 輸送力の確保

応急輸送のための自動車等輸送力の確保順位は、次の方法による。

- (1) 市所有の車両等
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関所有の車両等
- (3) その他の車両
- (4) 車両等による輸送が困難な場所は、松浦市消防団又は住民の協力を得て労務の確保を行う
- (5) 「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊へ派遣要請を行う

3 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

- (1) り災者の避難輸送
市長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための移送
重傷患者で医療班で処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等
- (3) り災者救出のための輸送等
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送
- (4) 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ過器その他機械器具、資材等の輸送
- (5) 救援用物資の輸送
り災者に対する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送

(6) 死体捜索のための輸送

死体捜索のため必要な人員、資材等の輸送

(7) 死体処理のための輸送

死体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送並びに死体及び死体を移動させるため必要な人員等の移送

(8) その他災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

4 応援協力要請の手続

災害対策実施機関は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等、必要な輸送条件を明示して行うものとする。

第16節 文教対策計画

本計画は、文教施設の被害及び小・中学校児童生徒のり災に対して、応急的な教育の確保を図るための計画である。

1 実施責任者

- (1) 市立小・中学校及びその他の文教施設の災害後の応急復旧は、市長がこれを行う。
- (2) 市立小・中学校の児童生徒に対する応急教育は、市教育委員会がこれを行う。
- (3) 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長がこれを行う。

2 休校措置と応急教育実施の対策

(1) 休校措置

状 況	休校措置の内容
災害が発生し、又は発生が予想される場合	各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
休校措置を登校前に決定した場合	直ちにその旨を防災行政無線、その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。
休校措置が登校後に決定された場合	児童生徒に帰宅させる時、注意事項を十分に徹底させ、必要に応じて各担当教諭が安全な場所まで誘導して帰宅させるものとする。

(2) 学校施設の確保

被害の程度	応急教育実施の予定場所	教育条件確保の措置
学校の校舎が一部災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室、屋内運動場を利用する ・二部授業を実施する 	教職員の事故者が多数で授業の実施が困難な場合は、速やかに対策を講じる
学校の校舎が全部又は大部分災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、公共施設等を利用する ・隣接学校の校舎を利用する ・応急仮設校舎を建設する 	関係校長、施設長と協議し、速やかに対策を講じる
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する ・応急仮設校舎を建設する 	関係教育委員会、校長、施設長と協議し、速やかに対策を講じる
広域な範囲で大災害を受けた場合		

(3) 被害の程度に応じ、教育の場が公民館その他の公共施設等に変更され、または逆に学校が避難施設として学校施設の目的外に使用される場合が少なくなくさらに教科書、学用品等の損失も当然生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施しなければならない。

- ① 教科書、学用品等を損失した児童、生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。
- ② 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知をする。
- ③ 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

3 教科書及び学用品給付

(1) 給付の対象者

住家が全壊、全焼及び流失、半壊、半焼、床上浸水による被害を受けた小・中学校の児童生徒で、教科書等を喪失し又は棄損し、入手することが出来ない者とする。

(2) 調達及び給付の方法

市教育委員会は、各学校長と緊密に連携を保ち、給付の対象となる児童生徒数を調査把握し、かつ給付を必要とする教科書等の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

(3) 給付品目及び費用等

教科書等の給付品目、費用等については、災害救助法の基準を参考にし、その都度決めるものとする。

(4) 災害救助法による教科書等の給付

災害救助法施行規則の定めるところによる。

4 学校給食対策

市教育委員会は、児童生徒に対し応急的な給食の必要を認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

5 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

(1) 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利用について必要な指示をする。

(2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法等応急教育活動と避難活動との調整について、あらかじめ県と市の間で協議を行う。

この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。

(4) 学校が避難所となった場合における教職員の協力体制の整備に努める。

6 社会教育施設対策

公共施設、公民館等は災害時の避難所等に利用されることが多いため、その施設管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を実施するものとする。

7 文化財保護

文化財の被害状況を速やかに把握し、その現状を維持するよう努めるとともに、その個々の実状に応じた復旧対策を樹立しておくものとする。

第17節 救出計画

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索、又は救助して、その者の保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、市長、消防機関及び警察機関、海上保安部が実施する。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急処置の実施責任を有する者は、救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。
- (3) 災害対策本部内等を実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、捜索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。
- (4) その他救助法を適用した場合は、救助法に基づく救出を実施する。

2 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ② 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ③ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地域等に残されたような場合
 - ④ 山津波により生き埋めになったような場合
 - ⑤ 災害により海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者

3 市の救出活動

- (1) 消防機関を主体とした救出班の編成による救出
- (2) 協力者の動員
- (3) 舟艇、ロープ等器材の借上げ使用

4 警察機関の活動

- (1) 高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。
- (2) ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。
- (3) 救出活動は、関係機関と連携を密に協同して行う。

5 海上保安部の活動

- (1) 巡視船艇、航空機または海上保安官により保有する救難資器材を使用して海上または沿岸における遭難者等の救出にあたる。
- (2) 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の捜索を実施し救出にあたる。
- (3) 救急活動等は、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の連携を密に行う。

第18節 死体の搜索処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の搜索及び災害により死亡した者の収容、埋葬等は次によるものとする。

1 死体の搜索

(1) 実施責任者

市長が関係機関の協力を得て行う。

(2) 対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者

(3) 搜索の方法

- ① 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、ただちに死体捜査に切り替える。
- ② 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては、第17節「救出計画」により救出を行う。
- ③ 死体の搜索は災害の規模に応じて搜索班を編成し、必要に応じて関係機関、消防団及び地域住民の協力を求めて実施するものとする。

2 死体の処理

(1) 実施責任者

① 市長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市において、救護班その他関係機関の協力を得て行う。

② 県、日本赤十字社長崎県支部

救助法が適用された場合は、県または日本赤十字社長崎県支部は救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

③ 県警察本部（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律平成24年法律第34号）

ア 警察官は、あきらかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、警察等が取り扱う死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告し、報告を受けた警察署長は、当該死体について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をするものとする。ただし、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合の戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条第1号に規定する報告は、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第7条に規定する死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付し市長に報告するものとする。

イ 死体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、死体を死亡地の市長に引渡すものとする。

④ 海上保安部

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により、検視後遺族または市長に対し引継ぎを行う。また行方不明者は、巡視船艇、航空機により捜索するとともに発見した遺体の収容検視引渡しをあわせて行う。

(2) 処理の内容

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別等のための処理

② 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合に死体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地にバラックを設け、または天幕を張り雨露を凌ぎえる場所）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

③ 死体調査

死因その他につき医師の立会を求めて必要な調査を行う。

(3) 漂流死体の処理

① 死体の身元が判明している場合

原則として漂着した死体の身元が判明している場合は、市長は警察官または海上保安官の調査を受けた後ただちにその遺族、親戚、縁者または災害発生地由市町長に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

② 死体の身元が判明していない場合

ア 死体の身元が判明しない場合であっても、救助法を適用されたり災地市町から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

イ 死体が、り災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

3 死体の埋葬等

(1) 実施責任者

① 市長が実施する。

② 災害救助法が適用された場合

原則として、知事が行い、市長がこれを補助する。

(2) 埋葬を行う場合

死体の埋葬は、その遺族、親戚、縁者が正規の手続きにより行うことを原則とするが、災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合は、棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給を行い、火葬、納骨等に要する役務の提供を行うものとする。

第19節 公安警備計画

長崎県地域防災計画基本計画編第3編第4章「公安警備計画」に定めるところによる。

第20節 水防計画

水防計画は水防法に基づき、第4章「水防計画書」に定めるところによるものとする。

またこの計画は水防法、災害対策法の趣旨に基づき河川湖沼、海岸の洪水、津波又は高潮による水害を警戒・防御し、被害の軽減を図るものとする。

第21節 消防計画

本計画は、各種災害における被害を軽減するため、次の消防活動対策を図る。

1 消防団の組織

本市における消防団の組織及び定数は、次のとおりである。

松浦市消防団の組織及び定数

団長	副団長	本部分団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別団員	定数
1	2	6	24	24	49	138	418	100	899

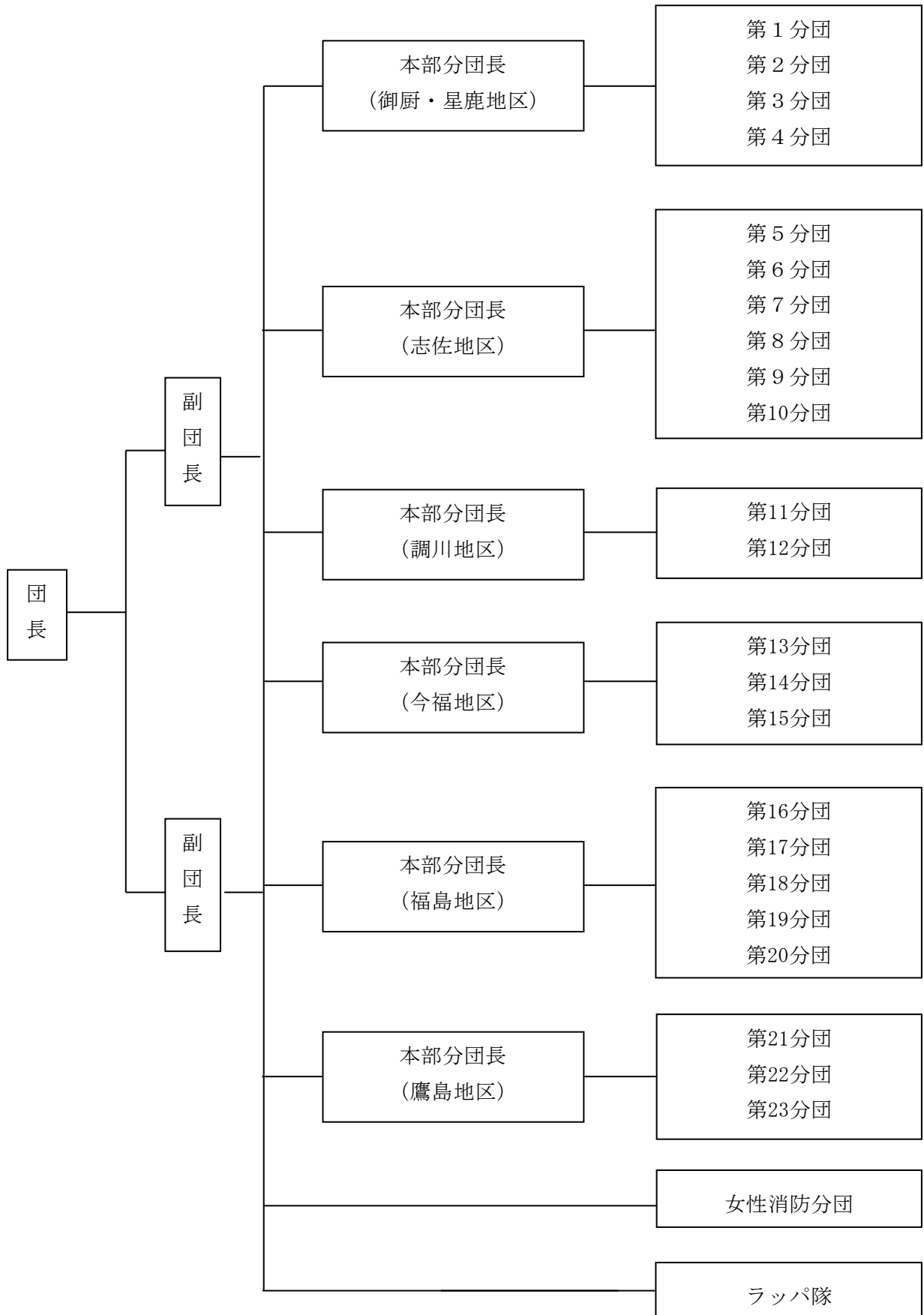
(令和8年4月1日現在)

2 消防団の分団編成

消防団の分団編成は、別表のとおりとする。

松浦市消防団の組織と分団編成

令和8年4月1日現在



3 消防活動に係る対策

(1) 情報伝達体制の充実強化

収集した災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線の整備を図る。

(2) 消防活動拠点の整備

消防活動の拠点となる消防詰所・格納庫について、適正配置・整備を図る。

(3) 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るほか、地域の火災危険等を考慮して、消防水利を整備するとともに、他の水利活用など多角的な消防水利の確保を図る。

(4) 消防施設及び資機材の整備

第2章第3節「防災業務施設及び物資の整備計画」を準用する。

4 警防計画

(1) 特別警戒

災害が発生し、大きな被害が予想される場合は、特別警戒体制に入る。また、歳末時、暴風警報、大雨警報等これらに準ずる場合も同様とする。

(2) 出動の種類

① 災害の覚知と同時に、当該地域の地区分団を出動させるものとする。

② 災害が拡大する場合は、隣接する地区分団を出動させるものとし、更に著しく災害が拡大する場合は、全分団を出動させるものとする。

5 震災、津波時の出動計画

震度5弱以上の地震が発生したときは、団員は所属分団詰所に参集し、消火・救急・救助体制の確立を図る。

また、津波警報が発令されたときは、各沿岸地区分団の団員は、各自の安全確保を前提に海面監視と沿岸住民等に対して広報等を行うものとする。

第2.2節 自衛隊災害派遣計画

本計画は、災害に際し、人命、財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣の要請に関する必要事項を定め、本計画の迅速を期するものとする。

1 災害派遣の要請先

- (1) 知事
- (2) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長

2 災害派遣要請の基準

自衛隊への災害派遣要請は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

(1) 派遣要請事項

- ① 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- ③ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- ④ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- ⑥ 道路または水路の啓開措置
- ⑦ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑧ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- ⑨ 救援物資の無償貸与または譲与
- ⑩ 危険物の保安及び除去
- ⑪ その他知事が必要と認める事項

3 災害派遣の要請方法

- (1) 市長は、知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事あてに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待たないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- (3) 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。
- (4) 自衛隊への災害派遣要請は防災課が行うものとする。
- (5) 派遣要請先は、県（危機管理部）とする。

年 月 日

長崎県知事

様

松浦市長

自衛隊への災害派遣要請について

下記のとおり派遣を要請いたします。

- 1 災害の状況及び必要とする理由
- 2 派遣を希望する期間
 - (1) 自 年 月 日
 - (2) 至 解除されるまでの間
- 3 派遣区域、活動内容、その他参考となる事項
 - (1) 派遣区域
 - (2) 活動内容
 - (3) その他参考となる事項

4 派遣部隊の受け入れ措置

- (1) 市長は知事から災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置をとる。
 - ① 宿泊所、車輛、器材等の保管場所等、その他の受け入れのために必要な措置をとる。
 - ② 派遣部隊及び県との連絡については、あらかじめ職員を指名する。
 - ③ 応援を求める作業の内容等及び資材器具等の計画をあらかじめ策定し、部隊の到着と同時に作業が出来る体制を作ること。
 - ④ ヘリポート等自衛隊の救援作業において使用される施設については、使用に先立ち管理者の了解を得ておくこと。
- (2) 派遣部隊が到着した場合、次のように措置するものとする。
 - ① 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、部隊の指揮官と作業計画について協議調整の上、必要な措置をとる。
 - ② 市長は、次の事項を県（危機管理部）へ報告するものとする。
 - ア 派遣部隊の官職氏名
 - イ 隊員数
 - ウ 到着日時
 - エ 作業の内容及び進捗状況
 - オ その他参考となる事項

5 派遣の撤収準備

市長は、要請の目的を達したとき、又は中途においてその必要がなくなったときは、速やかに次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し撤収の要請を行うものとする。

ただし、文書による報告に日時を要する時は、口頭又は電話でもって行い、その後文書を提出するものとする。

- (1) 撤収日時
- (2) 撤収要請の事由
- (3) その他

6 経費負担区分

自衛隊の災害派遣に要する経費は原則として市が負担するものとする。

7 ヘリコプターの離着陸地

ヘリコプターの離着陸地は、以下のとおりである。

名 称	所 在 地
御厨中学校	松浦市御厨町里免577
星鹿小学校	〃 星鹿町下田免700
志佐小学校	〃 志佐町浦免1590
志佐中学校	〃 志佐町浦免808
九州電力ヘリポート	〃 志佐町白浜免2090-2
松浦海のふるさと館広場	〃 志佐町庄野免226-30
今福中学校	〃 今福町浦免431-5
飛島地区場外離着陸場	〃 今福町飛島免
福島総合運動公園	〃 福島町塩浜免2993-89
養源小学校跡地	〃 福島町原免1051
三里ヘリポート	〃 鷹島町三里免479
鷹島スポーツ・文化交流センター駐車場	〃 鷹島町里免1102-1
黒島地区場外離着陸場	〃 鷹島町黒島免

8 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

- (1) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- (2) 大規模な災害が発生し、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 大規模な災害が発生し、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (4) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
- (5) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

第23節 相互応援協力計画

災害が発生した場合において、市長は災害緊急対策又は災害復旧対策を実施するため必要があると認められるときは、各機関に対し応援を要請する。

1 長崎県知事に対する要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、松浦市の災害に係る応急措置に対する支援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。

2 災害時における職員派遣

市長は、市の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町の長に対し職員の派遣を求めるものとする。

なお、他の市町長から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

3 災害時における応援協定

(1) 長崎県県北区域防災相互応援協定（平成23年7月1日締結）

県北振興局管内においては、被災市町独自では十分な応急処置が実施できない場合には、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めた協定を締結している。

(2) 災害時における松浦市内郵便局、松浦市間の相互協力に関する覚書

（平成10年9月1日締結）

災害発生時における松浦市と松浦市関係郵便局の協力に関する協定（平成27年12月21日締結）

松浦市内に発生した地震及び風水害等による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため覚書及び協定を締結している。

(3) ホークス5市町災害相互応援協定（平成7年11月2日締結）

大規模な災害が発生し被災地のみでは十分に応急措置ができないとき、ホークスサミット共同宣言の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の災害対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、協定を締結している。

(4) 松浦市における大規模な災害時の応援に関する協定（平成23年8月31日締結）

国土交通省九州整備局と松浦市は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定めた協定を締結している。

(5) 災害時におけるLPガス供給に関する協定（平成23年10月24日締結）

松浦市と（社）長崎県LPガス協会松浦支部は、市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、LPガスの円滑な供給を図るための協定を締結している。

(6) 災害時における船舶による輸送等に関する協定（平成26年9月12日締結）

松浦市と鷹島汽船有限会社及び松浦市と有限会社金子廻漕店は、災害時等における船舶による輸送等の災害応急対策に関する内容等を定めた協定を締結している。

(7) レンタル資機材の提供に関する協定（平成26年11月11日締結）

松浦市と株式会社アクティオ九州支店は、災害発生時におけるレンタル資材の供給に関し協定を締結している。

(8) 救助救援等の協力に関する協定（平成26年11月28日締結）

松浦市と特定非営利活動法人伊万里湾小型船安全協会、特定非営利活動法人日本青バイ隊及び九州マリンレジャー株式会社は伊万里湾内や河川などでの水難事故を含めた災害時における水害救援業務について迅速かつ的確に実施するために協定を締結している。

(9) 災害発生時における九州液化瓦斯福島基地内棧橋利用に関する協定

（平成27年3月30日締結）

災害発生時における九州液化瓦斯福島基地内棧橋利用に関する協定に関する覚書（平成27年12月17日締結）

松浦市と九州液化瓦斯福島基地株式会社は、災害発生時（原子力災害、地震津波災害、風水害が発生または発生のおそれがある場合）に住民避難を迅速に行うため敷地内棧橋を利用した船舶による住民避難について協定及び覚書を締結している。

(10) 災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定

（平成27年3月30日締結）

松浦市と松浦市建設業協同組合は、災害発生時に被災情報提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るために協定を締結している。

(11) 災害発生時における物資の供給に関する協定（平成24年12月3日締結）

松浦市と株式会社 清和及び株式会社 松葉屋は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害救助に必要な物資の調達及び供給に関し協定を締結している。

(12) 松浦市地区災害復旧に関する覚書（平成29年7月3日締結）

松浦市と九州電力株式会社 平戸配電事業所は、災害発生時における被災情報の共有を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした緊密な連携について覚書を締結している。

(13) 災害時における物資供給に関する協定（平成29年9月27日締結）

松浦市とNPO法人コメリ災害対策センターは、地震、風水害その他災害（原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を迅速かつ円滑に被災地等への供給及び災害対策業務の実施において必要な物資を調達するため協定を締結している。

(14) 災害時における物資提供に関する協定（平成30年10月17日締結）

松浦市と生活協同組合ララコープは、地震、風水害その他災害（原子力災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要な物資を迅速かつ円滑に被災地等（東彼3町含む。）への供給を図るため協定を締結している。

(15) 災害時等の歯科医療救護活動に関する協定（平成31年3月20日締結）

第3章 災害応急対策計画

松浦市と北松歯科医師会は、災害発生時において、歯科医師会が歯科医療救護班救護所等に派遣し、歯科医療救護活動を迅速かつ円滑に行うため協定を締結している。

- (16) 防災カメラシステム支援自動販売機及び防災カメラの設置並びに管理に関する協定
(令和元年9月13日締結)

松浦市と特定非営利活動法人元気種（だね）つとは、安全・安心なまちづくりを推進するため防災カメラシステム支援自動販売機及び防災カメラの設置並びに管理について協定を締結している。

- (17) 災害に係る情報発信等に関する協定（令和2年3月9日締結）

松浦市とヤフー株式会社は災害に備え、市民へ必要な情報を迅速に提供することなど互いに協力して様々な取組みを行うため協定を締結している。

- (18) 緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書（令和2年6月1日締結）

松浦市と大塚ウエルネスベンディング株式会社及びネオス株式会社は、緊急時に自動販売機内に在庫された商品の取扱いに関して覚書を締結している。

- (19) 緊急時飲料提供ベンダーにかかる費用負担覚書（令和2年6月9日締結）

松浦市と西日本かなえペプシコーラ販売株式会社は、緊急時に自動販売機内の清涼飲料に関して覚書を締結している。

- (20) 災害時における物資供給に関する協定（令和2年10月1日締結）

松浦市と株式会社ナフコは地震、津波、風水害その他の災害（原子力災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要な物資を調達するため協定を締結している。

- (21) 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定（令和3年3月17日締結）

松浦市とながさき西海農業協同組合は地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるよう協定を締結している。

- (22) 下水道災害支援協定（令和3年3月24日締結）

松浦市と日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所は、災害発生時における下水道施設等の復旧支援協力等について協定を締結している。

- (23) 漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定（令和3年7月6日締結）

松浦市と一般社団法人水産土木建設技術センターは、災害発生時における漁港等施設の復旧支援協力などについて協定を締結している。

- (24) 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定（令和3年7月14日）

松浦市と長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合は、災害時における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して協定を締結している。

- (25) 地方創生に関する包括連携協定（令和4年3月30日）

松浦市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的に協定を締結している。

- (26) 地域活性化包括連携協定（令和4年6月28日）

松浦市と佐川急便株式会社は、密接な相互連携及び協働により、地域の諸課題に迅

速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスの向上を図ることを目的に協定を締結している。

- (27) 松浦市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定（令和7年3月21日）
松浦市と社会福祉法人松浦市社会福祉協議会は、災害時における、松浦市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関し、協定を締結している。

(28) その他の協定

① 避難所に関する協定

避難所施設利用に関する協定（平成26年9月10日締結）

松浦市と長崎県立松浦高等学校長は災害時における避難所としての施設利用に関する内容等を定めた協定を締結している。

② 志佐川水系（志佐川・笛吹川）治水協定（令和2年8月17日締結）

長崎県北振興局と松浦市はダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ることを目的に笛吹ダムに係る事前放流について協定を締結している。

4 消防における応援協定

(1) 消防相互応援協定の締結

消防組織法第39条の規定に基づき、火災又はその他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため、次のような消防相互応援協定を締結している。

① 佐世保市、平戸市、佐々町（平成22年3月31日締結）

② 佐賀県唐津市（平成22年3月31日締結）

③ 佐賀県伊万里市（平成22年3月31日締結）

(2) 消火活動の応援に関する協定書（昭和58年4月1日締結）

九州液化瓦斯福島基地(株)と福島町との間で、「消火活動の応援に関する協定書」を締結しており、これに基づき基地内において事故や災害が発生した場合の情報連絡体制が設けられている。

5 職員の派遣要請

(1) 指定行政機関、指定地方行政機関の長に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要なときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣要請を行うものとする。

① 派遣を要請する理由

② 派遣を要請する職種別人員数

③ 派遣を必要とする期間

④ 派遣された職員の給与その他の勤務条件

⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣期間について必要なこと

(2) 職員の派遣の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要なときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し指定行政機関

又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣要請を行うものとする。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第24節 生活関連施設等その他災害応急対策計画

1 発電所施設の防災対策

(1) 九州電力(株)松浦発電所、電源開発(株)松浦火力発電所

九州電力(株)松浦発電所、電源開発(株)松浦火力発電所及び関係会社は、当火力発電所の運転に伴い、構内及び周辺海域において火災、油流出事故その他重大な災害が発生した場合に、両者及び関係会社が協力して災害に対処する。

なお、両社及び関係会社はもとより本市で対処し得ないと判断された時は、佐世保・唐津海上保安部、自衛隊及び消防相互応援協定等による要請を行うものとする。

(2) 九州電力(株)玄海原子力発電所

九州電力(株)玄海原子力発電所の災害時対応については、「松浦市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、実施するものとする。

2 石油コンビナート等の防災対策

(1) 九州液化瓦斯福島基地（株）、福島国家石油ガス備蓄基地事務所

石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令によって、福島地区の高圧処理事業所（備蓄基地）が指定されている。

このため、石油コンビナート等の防災対策については、「長崎県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実施するものとする。

第25節 漂流油による沿岸汚染対策計画

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、県、市が一体となって緊急に防止又は防除するなど汚染対策として措置しなければならない事項を次のとおり定める。

1 漂流油等の沿岸汚染防止計画

(1) 漂流油等の流入防止

海上保安部又は伊万里湾海域排出油等防除協議会、長崎県北部排出油等防除協議会から、漂流油等の通報を受け又は自ら発見したときは、港内、湾内、定置網、養殖施設等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ対策本部を設置するものとする。

(2) 漂流油等の防除

前項の湾内等への流入を防止することができない場合、又は防止の暇がなく湾内等へ流入し、漂流・漂着した場合には、時間の経過あるいは気温の上昇により汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに次の要領で防除作業を実施する。

① 定置網、養殖施設等に付着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。

- ② 部分的に少量の漂着油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
- ③ 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には市で実施し、大量にて時期を失すると二次汚染のおそれがあり市単独では困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求めるものとする。

(3) その他の防除

伊万里湾海域排出油等防除協議会、長崎県北部排出油等防除協議会の規定により活動するものとする。

第26節 自発的支援の受け入れ

大規模災害時、被災者の膨大なニーズに応えるためには、行政のみでは十分な対応が困難であり、柔軟に対応できるよう災害ボランティアとの連携が必要不可欠となる。このため、平常時から県・関係機関とのネットワークを築くとともに、社会福祉協議会がボランティアと共に行う災害復旧活動について、資材の提供や活動状況等に必要な情報の共有を行い相互の連携を図る。

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、被災状況等から災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する必要があると判断したときは、松浦市社会福祉協議会と協議の上、センターを設置する。

(1) センターの主な業務

- ① 被災情報の把握
- ② 災害ボランティアニーズの把握及びコーディネート
- ③ 災害ボランティアの募集、受付
- ④ 災害ボランティア活動の情報発信
- ⑤ 災害ボランティア活動及びセンターに関する各種相談、問い合わせへの対応
- ⑥ 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- ⑦ その他センターの運営等に必要な業務

(2) センターの設置場所

生活支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとし、設置場所の詳細については、別に定める。

2 専門ボランティアの受け入れ

市は、専門ボランティアを受け入れるため、窓口を各班（課）に置く。

受け入れの窓口となる各班（課）は、関係機関・団体への要請・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を担う。

3 海外からの支援受け入れ

県及び関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れるものとする。

4 NPO・NGO・ボランティア団体等との協議

市は、県、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮するものとする。

第4章 水防計画書

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、長崎県知事から指定された指定水防管理団体たる松浦市が同法第33条の規定に基づき、松浦市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波または高潮（以下「洪水等」という。）の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防事務の処理

洪水等による水災を警戒、防御し、これによる被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持するため、水防警報の通知等を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

なお、津波については次のことに留意する必要がある。

- （1）津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多く、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

- （2）洪水等においては、水防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第3節 水防本部の設置及び組織事務分担

1 水防本部

- （1）水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときからその危険が除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- （2）水防本部の事務局は、防災課におき、水防本部の組織は地域防災計画第3章の災害対策本部組織を準用するものとする。

第4節 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長（市長）の指揮を受けるものとする。

第5節 水防警報等に伴う活動

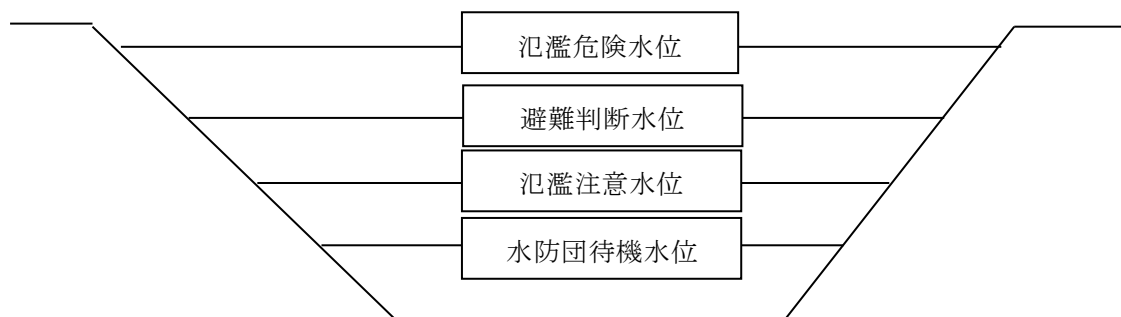
1 長崎県が水防警報を行う河川

(1) 基準となる水位観測所

河川名	観測所名 (量水標名)	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	水位情報 発表者
志佐川	高野橋	1.80m	2.10m	2.20m	2.50m	県北 振興局長
	(鹿爪橋)	(2.40m)	(2.70m)	—	(3.70m)	

※太字は通知水位 / () は量水標のみ

(2) 水位の種類と準備事項



水位の種類	準備事項
水防団待機水位	水防団（消防団）が出動のために待機する水位
氾濫注意水位	市長の避難準備情報等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起。水防団（消防団）の出動の目安となる水位
避難判断水位	市長の高齢者等避難発令判断の目安 住民の避難判断の参考となる水位
氾濫危険水位	市長の避難指示発令判断のひとつの目安 洪水により相当の家屋に浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位

2 水位観測所（テレメータ）一覧表 ナックス河川

河川名	観測所名	水位			管理者
		第一基準	第二基準	第三基準	
志佐川	鹿爪橋	2.20m	3.00m	3.70m	県北振興局長
今福川	宮崎橋	2.43m	3.24m	4.05m	
調川川	旭橋	1.92m	2.56m	3.20m	

※第一基準水位（満杯水位の6割）、第二基準水位（満杯水位の8割）、第三基準水位（満杯、護岸の高さ）

※ナックス（NAKSS：長崎県河川砂防情報システム）

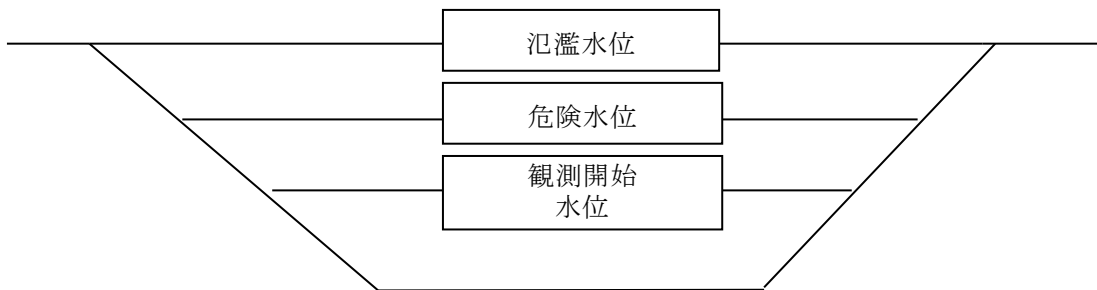
県内各地の代表河川を監視対象河川とし、水位の観測情報・土砂災害危険度情報等をリアルタイムに確認できるシステム。

3 危機管理型水位計一覧表

河川名	所在地	観測開始水位	危険水位	氾濫水位	管理者
志佐川	志佐町高野免 志佐川 2.7km左岸	-1.66m	-0.66m	±0.00m	県北 振興局長
人柱川	今福町北免 人柱川 0.65km左岸	-1.34m	-0.54m	±0.00m	
悪太郎川	志佐町白浜免 悪太郎川 1.14km右岸	-1.01m	-0.41m	±0.00m	
竜尾川	御厨町前田免 竜尾川 0.37km右岸	-1.97m	-0.79m	±0.00m	
谷郷川	鷹島町阿翁免 谷郷川 0.28km右岸	-0.71m	-0.28m	±0.00m	

※危機管理型水位計

県が管理する二級河川において、水位が上昇した場合に水位情報を提供する水位計で、通常の水位の場合は1日に1回程度観測、水位が上昇した場合は2～10分間で計測値を表示する。

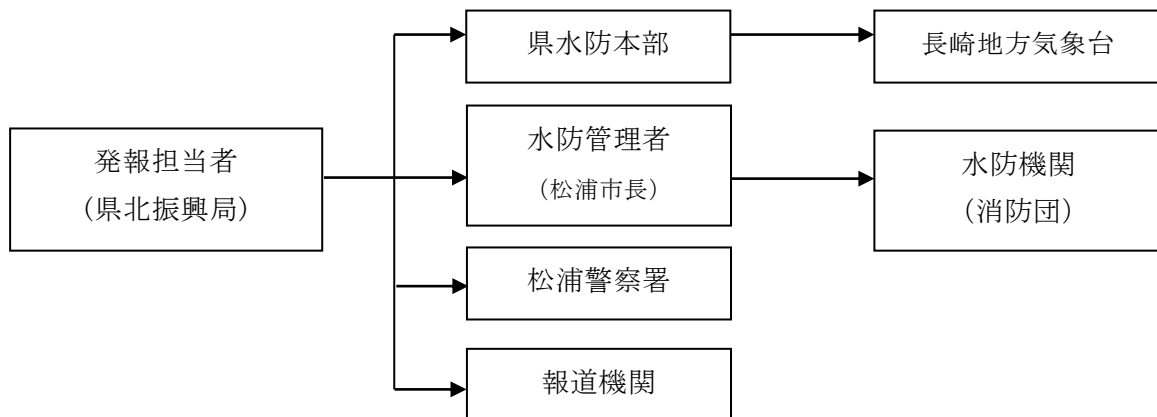


4 水防警報及びレベル4土砂災害危険警報による水防団（消防団）の活動等

水防本部長（市長）は、水防警報及びレベル4土砂災害危険警報等の通知を受けたときは、直ちに、消防団団長に通知し、各河川の水防受持区域の関係する団員に対し河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。また、これらの水防警報やレベル4土砂災害危険警報は、市長が避難指示等を出す際の判断や住民の自主避難の目安とするものである。

(1) 水防警報

- ① 水防警報発表者 県北振興局長
- ② 通報系統



③ 水防警報の種類内容及び発表基準

○洪水時の河川に関する水防警報発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を中止できない。	基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水のおそれがあるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防器材の整備、点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動、通信及び輸送の確保等に努めることとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」を突破するおそれがあるとき。
出動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。	基準量水標において、「氾濫注意水位」に達し、なお増水のおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	基準量水標において、すでに「氾濫注意水位」を超え、災害がおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	基準量水標において、「氾濫注意水位」以下に下降し、再び増水のおそれがないとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

○津波に関する水防警報発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	水防団員等水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨の警告をするもの。	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出動	水防団員等水防活動に従事する者が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

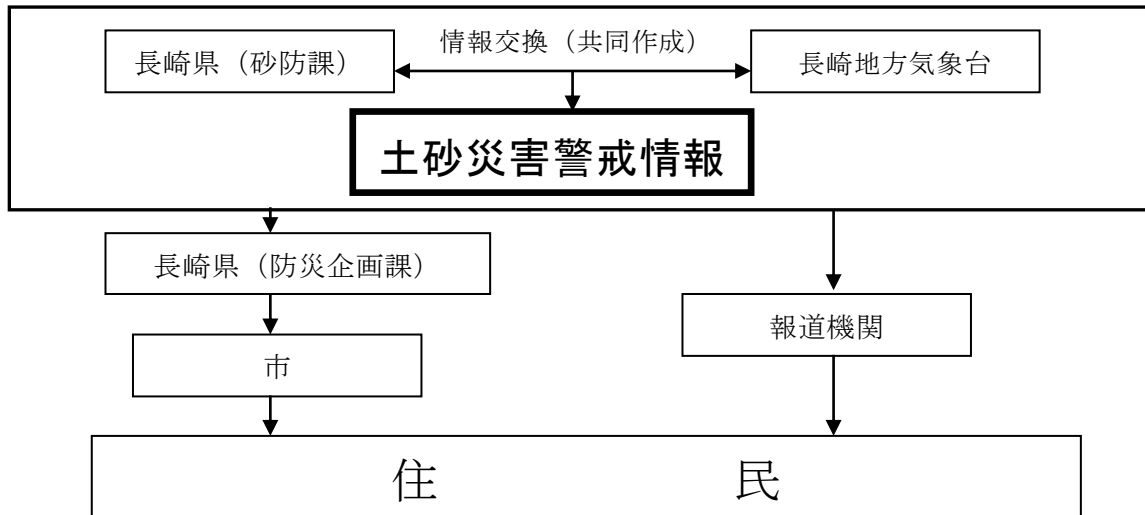
○避難判断水位、氾濫危険水位（水防法第13条で規定されている特別警戒水位）の内容及び発表基準

内 容	発表基準
市長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考	基準量水標において、「避難判断水位」に到達した場合
	基準量水標において、「氾濫危険水位」に到達した場合

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、長崎県（砂防課）と長崎地方気象台が共同して作成・発表する情報である。大雨警報発表中、さらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に市町単位で発表する。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体して、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

土砂災害警戒情報の伝達方法



(3) 水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。また、分団の水防受持区域を次のとおり定める。

分団の水防受持区域

河川名	区 域		氾濫注意水位 (m)	担当分団	人員 (人)	集 合 所	責任者
	位 置	延長 (m)					
志佐川	志佐町浦免、里免、庄野免、高野免、横辺田免、笛吹免、田ノ平免、稗木場免	11,480	2.1	第5、6、7、9、10分団	140	第10分団詰所	本部分団長
笛吹川	笛吹免	600	—				
今福川	今福町浦免、北免、東免、仏坂免、坂野免、寺上免	1,800	—	第13、14、15分団	90	第13分団詰所	本部分団長
人柱川	今福町北免、東免	1,109					
調川川	調川町下免、上免、松山田免、白井免	4,200	—	第11、12分団	65	第11分団詰所	本部分団長
竜尾川	御厨町里免、大崎免、前田免、田原免、相坂免、横久保免、田代免、寺ノ尾免、木場免	4,200	—	第1、2分団	60	第1分団詰所	本部分団長
坂瀬川	御厨町西田免、米ノ山免、川内免	3,000	—	第1、2分団	60	第2分団詰所	本部分団長

悪太郎川	志佐町白浜免、西山免	2,741	—	第7、8分団	30	第8分団 詰所	本部分団長
谷郷川	鷹島町阿翁免、阿翁浦免	290	—	第21分団	60	第21分団 詰所	本部分団長

(4) 水防信号

水防信号は、長崎県水防信号規則（昭和25年長崎県規則第47号）の規定に基づき次により行うものとする。

水防信号の警鐘方法

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号（余韻防止付）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 ○— 休止 ○—

- 備考 ① 第1信号は、氾濫注意水位に達したとき。
 ② 第2信号は、水防団及び消防機関の出動を知らせる。
 ③ 第3信号は、水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
 ④ 第4信号は、必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
 ⑤ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
 ⑥ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(5) 各本部分団長による河川、堤防の巡視等

- ① 洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。
 なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、長崎県水防信号規則第1信号により地域住民に周知するものとする。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号をサイレン吹鳴又は打鐘し、団員を水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- ③ 堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求める必要があるときには、直ちに第3信号をサイレン吹鳴又は打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- ④ 洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立ち退きを必要と認めるときは、第4信号をサイレン吹鳴又は打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

第6節 ダムによる事前放流及び洪水調節

1 笛吹ダムの概要

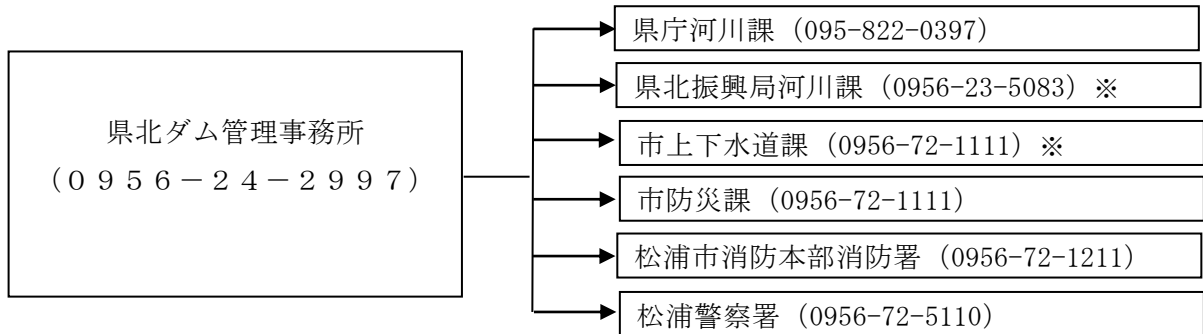
笛吹ダムは、洪水調節、工業用水（火力発電所）、生活用水（水道水）、農業用水など様々な役割を果たす「多目的ダム」である。

雨水時における志佐川下流域の水害対策を図るため、笛吹ダムにおいて事前放流及び自然洪水調節を行うとともに、関係機関は笛吹ダムの情報共有化を図ることとする。

また、市は危険防止措置及び水防活動との連携をあらかじめ十分に図らなければならない。

(1) 関係機関

県北ダム管理事務所（笛吹ダム管理事務所）は、事前放流操作の開始又は中止した場合や洪水警戒体制を設置又は解除した場合などにおいて、次の関係機関に通知するものとする。

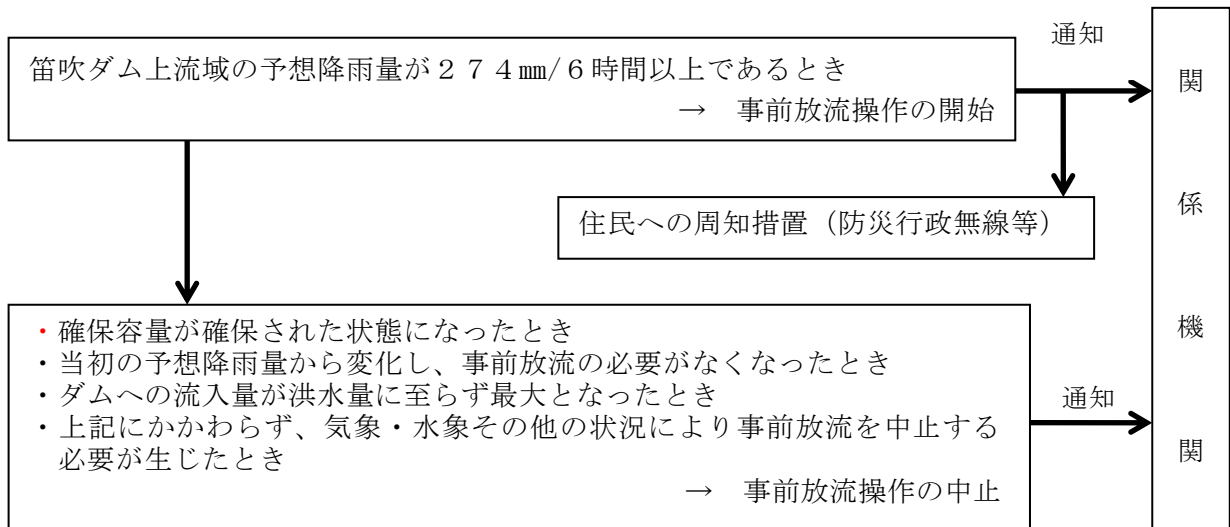


※事前放流時のみ通知

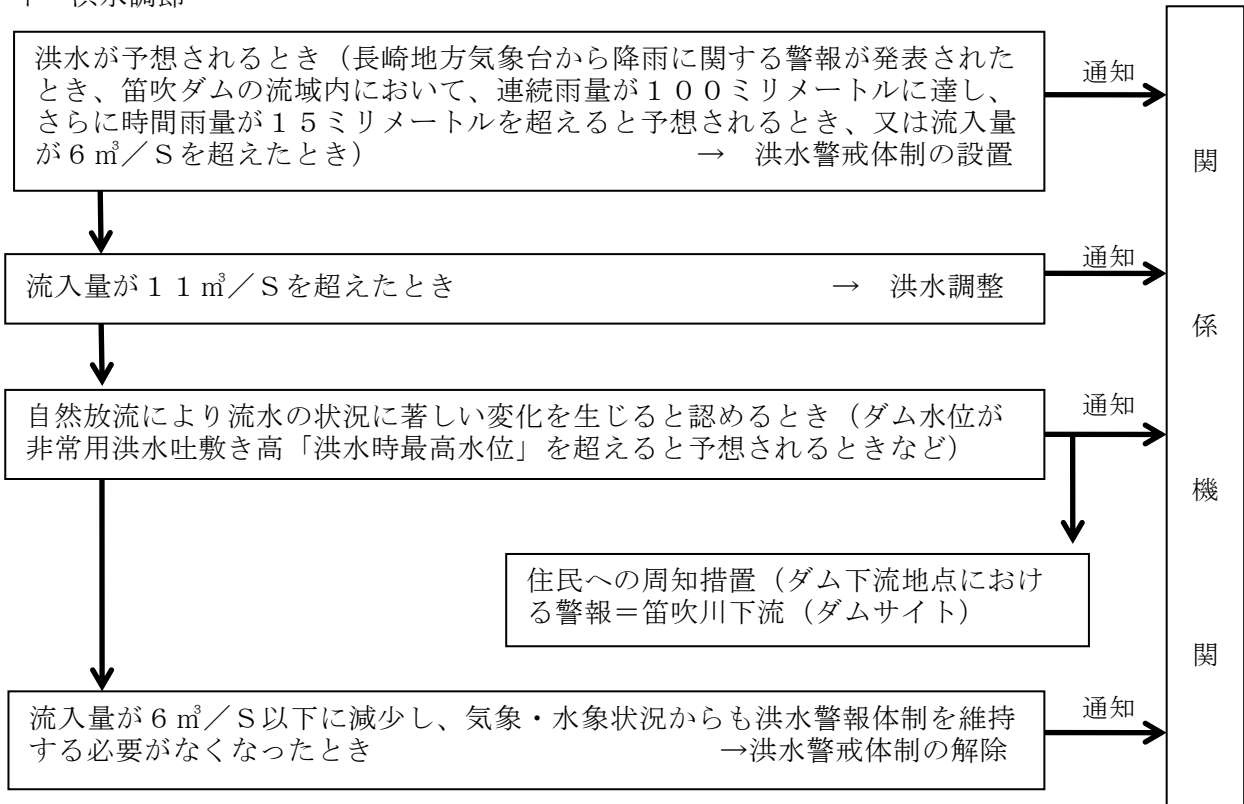
(2) 関係機関への通知

ア 事前放流

ダム管理者（県）は、気象庁から志佐川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又はこれらの気象情報が未発表ながらも必要であると判断したとき、事前放流を実施する態勢に入る。



イ 洪水調節



※洪水

洪水は流水の貯水池への流入量が11 m³/S以上である場合における当該流水とする。

第7節 水防資材

1 水防倉庫並びに資器材備蓄

各水防倉庫には、長崎県水防計画に基づき、各地域の重要水防区域の延長など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

(1) 積み土のう工10mに必要な資器材

「積み土のう工10mに必要な資器材」を一単位として、重要水防区域延長の約1%を設置するために、必要な資器材の備蓄を努めて促進する。

積み土のう工10mに必要な資器材

種類	単位	数量	備考
土のう袋	袋	140	前3段、後2段
鋼杭	本	40	長さ1.2m、φ16mm、1袋当たり2本使用
掛矢・(大型ハンマー)	丁	6	
スコップ	丁	4	
モッコ	組	3	

(2) 本市に必要な資器材の数量

本市の2級河川の延長は、33,382mであり、約1%の400m分が必要となる。このため、上記数量にそれぞれ40(=400m/10m)をかけた数量の確保が必要である。

2 水防資材の調達

水防資材確保のため、水防資材取扱業者とあらかじめ契約しておくものとする。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

第8節 重要水防区域

(河川)

〈重要度について〉

重要水防区域 A (水防上最も重要な区間)

未改修区間で堤防又は水衝部があり、背後地に主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、
1/30規模改修済区間で背後地が市街部でかつ主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所等

重要水防区域 B (水防上重要な区間)

未改修区間で背後地が市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30
改修区間で堤防や水衝部があり背後地に一般市道等がある箇所等

重要水防区域 C (要注意区間)

未改修区間で背後地に一般市道等がある箇所、1/50改修区間で背後地に市街部、または主要道
路避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で背後地に一般市道等がある箇所等

番号	水系名	河川名	延長 (m)	重要水防区域 位置	重要 度	予想される 事態	水防工法	
1	志佐川	志佐川	右	1000	河口より鹿爪橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
			左	1000	河口より庄野橋			
	志佐川	志佐川	右	8400	庄野橋100mより田ノ平橋上流400m	B	溢水、決壊	積土のう工
			左	5700	庄野橋より横辺田橋上流200m			
	志佐川	志佐川	右	900	田ノ平橋上流400mより鎌土橋上流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
			左	4800	横辺田橋上流200より上流端			
2	志佐川	ホキ川	右	94	志佐川合流点より上流94m	C	溢水	積土のう工
			左	94	志佐川合流点より上流94m			
3	志佐川	笛吹川	右	600	志佐川合流点より笛吹ダム	C	溢水	積土のう工
			左	600	志佐川合流点より笛吹ダム			
4	今福川	今福川	右	500	河口より宮崎橋上流200m	A	溢水、決壊	
			左					
	今福川	今福川	右	1300	河口より段地橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
			左	1100	宮崎橋上流200mより第一大葉橋上流50m			
	今福川	今福川	右	1312	段地橋上流50mより砂防ダム	C	溢水、決壊	積土のう工
			左	1012	第一大葉山橋上流50mより砂防ダム			
5	調川川	調川川	右	200	河口から江口橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
			左	200	河口から江口橋上流50m			
	調川川	調川川	右	3409	江口橋上流50mから松山田橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
			左	3409	江口橋上流50mから松山田橋上流50m			

番号	水系名	河川名		延長 (m)	重要水防区域 位置	重要 度	予想される 事態	水防工法
6	竜尾川	竜尾川	右	100	竜尾橋より上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
			左	100	竜尾橋より上流100m			
	竜尾川	竜尾川	右	3700	竜尾橋上流100mより桶渡橋下流50m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
			左	3700	竜尾橋上流100mより桶渡橋下流50m			
	竜尾川	竜尾川	右	100	桶渡橋下流50mより桶渡橋上流150m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
			左	100	桶渡橋下流50mより桶渡橋上流150m			
	竜尾川	竜尾川	右	668	桶渡橋上流150mより寺ノ尾川と木場川合流点	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
			左	668	桶渡橋上流150mより寺ノ尾川と木場川合流点			
7	人柱川	人柱川	右	600	河口より丹後橋	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
			左	600	河口より丹後橋			
	人柱川	人柱川	右	300	丹後橋より丹後橋上流300m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
			左	100	丹後橋より丹後橋上流100m			
	人柱川	人柱川	右	209	丹後橋上流300mより椎ノ木谷川合流点	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
			左	409	丹後橋上流100mより椎ノ木谷川合流点			
8	悪太郎川	悪太郎川	右	1100	河口より5号橋（悪太郎橋）下流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
			左	1100	河口より5号橋（悪太郎橋）下流50m			
	悪太郎川	悪太郎川	右	1641	5号橋下流50mより本山橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
			左	1641	5号橋下流50mより本山橋			
9	谷郷川	谷郷川	右	290	河口より上流290m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
			左	290	河口より上流290m			
10	坂瀬川	坂瀬川	右	3000	河口より佐世保市との境	C	溢水	積土のう工

(水管理・国土保全局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区 域	延長 (m)	予想される 事態	対策 水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸、 B 耕地ha C 道路m、 D 鉄道m	管理者
1	松浦沿岸	浅ヶ谷	浅ヶ谷	200	溢水・決壊	積土のう工	A C 100 B 3 D	県
2	松浦沿岸	塩浜	塩浜	300	溢水・決壊	積土のう工	A C B 5 D	県
3	松浦沿岸	喜内瀬	靄浦	100	溢水・決壊	積土のう工	A C 200 B 3 D	県
4	松浦沿岸	黒瀬戸	畑下	300	溢水・決壊	積土のう工	A C 300 B 10 D	県
5	松浦沿岸	黒瀬戸	矢別当	300	溢水・決壊	積土のう工	A C 100 B 10 D	県
6	松浦沿岸	滑栄	滑栄	300	溢水・決壊	積土のう工	A C 300 B 5 D	県
7	松浦沿岸	御厨 大崎	加椎	800	溢水・決壊	積土のう工	A 1 B 12 C 500 D	県

第4章 水防計画

(港湾局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区 域	延長 (m)	予想される 事態	対策 水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸、B 耕地 ha C 道路 m、D 鉄道 m	管理者
1	松浦沿岸	神崎港	深田	1,611	溢水・決壊	積土のう工	A 1 B 2.7 C 70 D	県
2	松浦沿岸	三代港	三代	1,034	溢水・決壊	積土のう工	A B 1.2 C D	県

(農村振興局海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区 域	延長 (m)	予想される 事態	対策 水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸、B 耕地 ha C 道路 m、D 鉄道 m	管理者
1	松浦沿岸	廻り田	御厨町	3,200	決壊	積土のう工	A B 0.8 C D	県
2	松浦沿岸	青島南	星鹿町	2,000	決壊	積土のう工	A B 1.0 C D	県
3	松浦沿岸	白浜	阿翁浦	480	決壊	積土のう工	A B 6 C D	県
4	松浦沿岸	伊野利	神崎	600	決壊	積土のう工	A B 2 C D	県
5	松浦沿岸	牧ノ浦	船唐津 三里・原	2,060	決壊	積土のう工	A B 13 C D	県
6	松浦沿岸	小田	原	500	溢水・決壊	積土のう工	A 2 B 4.2 C 280 D	県
7	松浦沿岸	土谷	土谷	1,450	決壊	積土のう工	A B 9.5 C D	県
8	松浦沿岸	泊	福島町 浅谷	975	決壊	積土のう工	A 24 B C D	県
9	松浦沿岸	泊2	浅谷	157	溢水・決壊	積土のう工	A 5 B 4 C 100 D	県
10	松浦沿岸	三里	三里	450	溢水・決壊	積土のう工	A 1 B 1.8 C D	県

(その他海岸)

番号	沿岸名	海岸名	区 域	延長 (m)	予想される 事態	対策 水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸、B 耕地 ha C 道路 m、D 鉄道 m	管理者
1	松浦沿岸	鍋串	鍋串	30	溢水・決壊	積土のう工	A B 5 C D	県

(水門等)

番号	河川 (海岸) 名	水門 (樋門) 名	所在地	形状		機能別	管理者
				高(m)	幅(m)		
1	塩浜海岸	福崎	福島町塩浜免	1.8	1.8	能力有	受益者
2	塩浜海岸	カキビ	福島町塩浜免	1.2	1.7	扉老朽	受益者
3	塩浜海岸	クビレ新田	福島町塩浜免	1.3	0.8	能力有	受益者
4	日の浦海岸	日の浦	福島町端免	1.9	1.2	老朽	受益者
5	白土海岸	谷川尻(イ)	福島町端免	1.7	1.2	能力有	受益者 2連
6	白土海岸	谷川尻(ロ)	福島町端免	1.9	1.2	能力有	受益者
7	小島海岸	小島	福島町端免	1.4	1.2	能力有	受益者
8	白方海岸	白方	福島町端免	1.0	0.6	老朽	受益者

(老朽ため池及び農業用ダム)

番号	名称	所在地	かんがい 面積(ha)	溜池規模			築堤後の概略 経過年数
				堤高m	堤長m	貯水量m³	
1	麓溜池	松浦市今福町	5.9	8.0	157.0	25,000	96
2	上堤溜池	松浦市今福町	12.2	8.9	154.5	32,000	101
3	下堤溜池	松浦市今福町	6.6	5.8	38.8	3,600	不明
4	椎ノ木溜池	松浦市今福町	43.8	5.5	93.0	13,000	99
5	二反田溜池	松浦市今福町	5.3	3.7	104.0	2,000	不明
6	丸岩(長田)溜池	松浦市今福町	9.9	4.0	50.3	20,000	不明
7	白土田溜池	松浦市今福町	13.5	5.1	34.0	12,000	86
8	長尾	松浦市今福町	10.6	7.1	97.0	35,000	不明
9	小松堀	松浦市今福町	8.3	5.7	64.7	13,200	134
10	太田	松浦市今福町	10.0	7.4	280.0	130,000	不明
11	下太田	松浦市今福町	10.8	9.7	101.0	13,000	推定 70~90
12	深田代	松浦市今福町	35.6	6.0	56.8	68,000	不明
13	つづら	松浦市今福町	62.0	17.2	158.0	250,000	不明
14	つづら下	松浦市今福町	62.0	6.4	49.0	7,000	不明
15	丸岩	松浦市今福町	9.9	4.0	50.3	20,000	不明
16	矢矢	松浦市今福町	8.4	5.3	80.1	24,800	不明
17	中堤	松浦市今福町	11.2	4.0	78.0	6,400	不明
18	牟田溜池	松浦市今福町	62.0	6.3	66.0	210,000	不明
19	門ノ元溜池	松浦市今福町	9.5	8.1	56.0	18,000	24
20	アカニタ第一	松浦市御厨町	9.9	10.0	75.0	19,000	98
21	庵ノ元	松浦市志佐町	2.2	8.4	30.0	49,000	77

第4章 水防計画

番号	名称	所在地	かんがい 面積(ha)	溜池規模			築堤後の概略 経過年数
				堤高m	堤長m	貯水量m³	
22	大堤	松浦市志佐町	9.0	6.8	92.0	87,100	49
23	明賀谷下	松浦市志佐町	39.0	6.3	45.0	6,000	不明
24	鳥越	松浦市志佐町	7.8	4.3	29.0	2,200	不明
25	矢櫃	松浦市志佐町	2.7	6.6	61.7	4,700	不明
26	川頭	松浦市志佐町	5.2	6.3	150.0	58,000	不明
27	寿昌寺	松浦市志佐町	6.7	5.8	171.5	15,000	116
28	南川原溜池	松浦市志佐町	5.3	8.7	150.0	120,000	不明
29	柳原溜池	松浦市志佐町	8.7	7.8	55.0	26,000	不明
30	新堤溜池	松浦市志佐町	2.6	3.5	44.5	9,000	不明
31	綿打溜池	松浦市志佐町	7.5	5.9	61.0	16,000	不明
32	観音寺溜池	松浦市志佐町	2.5	3.6	52.0	42,000	不明
33	山川溜池	松浦市志佐町	2.8	6.0	61.0	12,000	85
34	雨堤溜池	松浦市志佐町	8.4	7.9	41.8	16,000	79
35	掛橋溜池	松浦市志佐町	24.7	6.9	191.0	32,600	346
36	源盛溜池	松浦市志佐町	17.6	7.5	167.0	26,900	不明
37	長野原溜池	松浦市志佐町	3.8	3.7	58.0	7,000	不明
38	大谷溜池	松浦市志佐町	5.6	5.1	112.0	6,000	不明
39	狸穴溜池	松浦市志佐町	7.5	3.9	46.5	14,000	不明
40	浦田溜池	松浦市志佐町	2.2	3.1	42.9	2,000	不明
41	末永溜池	松浦市志佐町	1.0	2.1	46.0	1,000	不明
42	庄野溜池	松浦市志佐町	0.4	5.8	57.0	5,000	81
43	長坂溜池	松浦市志佐町	0.2	4.9	34.0	3,000	94
44	大浜溜池	松浦市志佐町	0.4	6.0	5.2	500	不明
45	古木場溜池	松浦市志佐町	0.7	2.3	24.0	300	不明
46	宮木溜池	松浦市志佐町	0.3	2.2	53.0	400	不明
47	田中(屋敷田溜池)	松浦市志佐町	0.4	1.9	31.0	200	不明
48	絶頂	松浦市志佐町	5.9	8.5	90.0	22,000	不明
49	久保尻	松浦市志佐町	0.4	8.0	10.0	3,000	不明
50	橋の本	松浦市志佐町	9.9	6.2	113.8	77,000	不明
51	宮木	松浦市志佐町	1.9	2.5	35.0	2,000	不明
52	小田	松浦市志佐町	3.0	4.0	46.3	6,900	不明
53	天久保	松浦市志佐町	1.0	8.0	45.7	12,000	不明
54	明賀谷	松浦市志佐町	33.6	9.4	76.0	85,000	不明
55	鷹島ダム	松浦市鷹島町	165.0	29.9	129.0	539,000	20
56	平田	松浦市鷹島町	1.0	6.0	40.0	1,000	116
57	松田	松浦市鷹島町	2.4	5.6	58.0	19,000	116
58	牧ノ地	松浦市鷹島町	2.0	5.4	147.0	40,000	116
59	伊勢松	松浦市鷹島町	3.8	4.4	89.0	12,000	65
60	田頭溜池	松浦市鷹島町	2.7	7.0	50.0	21,600	不明
61	井田溜池	松浦市鷹島町	8.0	7.7	68.0	19,950	不明
62	永久保溜池	松浦市鷹島町	8.0	7.2	54.0	15,300	不明
63	西溜池	松浦市鷹島町	0.3	3.4	34.0	3,000	不明
64	五反間	松浦市調川町	5.9	4.7	120.0	24,900	不明
65	松山田	松浦市調川町	77.8	18.8	83.6	210,000	63
66	若永山	松浦市調川町	5.2	3.4	71.0	10,000	不明

番号	名称	所在地	かんがい 面積(ha)	溜池規模			築堤後の概略 経過年数
				堤高m	堤長m	貯水量m ³	
67	八ツ手原	松浦市調川町	12.0	7.8	78.0	18,000	不明
68	湯ノ谷溜池	松浦市調川町	2.6	9.2	86.0	120,000	98
69	前平溜池	松浦市調川町	40.6	12.6	91.0	66,000	不明
70	反田代溜池	松浦市調川町	31.8	7.0	107.0	35,000	不明
71	堺川溜池	松浦市調川町	41.7	8.3	86.0	31,000	不明
72	柳溜池	松浦市調川町	11.2	7.3	60.0	10,000	不明
73	葛ノ坂溜池	松浦市調川町	22.2	9.4	114.0	45,000	不明
74	永田溜池	松浦市調川町	0.8	3.7	37.0	2,000	不明
75	小田々	松浦市福島町	22.8	7.7	90.0	46,600	62
76	大岩谷	松浦市福島町	13.5	21.8	50.5	57,000	76
77	松の本	松浦市福島町	4.8	4.4	32.0	3,000	166
78	帯田	松浦市福島町	1.5	7.5	62.0	17,000	131
79	小島	松浦市福島町	3.0	4.2	31.0	1,000	63
80	馬込	松浦市福島町	8.7	7.2	86.3	7,000	80
81	松尾谷	松浦市福島町	6.7	7.7	86.0	47,600	78
82	草木原	松浦市福島町	5.8	6.2	72.5	4,000	80
83	又ヶ谷	松浦市福島町	2.6	4.2	24.0	2,000	65
84	高地	松浦市福島町	2.1	6.8	31.0	2,000	105
85	大谷	松浦市福島町	9.7	13.2	52.0	30,000	不明
86	白石	松浦市福島町	26.3	10.7	115.0	113,700	117
87	保立口	松浦市福島町	3.5	10.8	48.0	22,700	97
88	石垣	松浦市福島町	15.3	9.4	67.0	27,000	94
89	狸岩	松浦市福島町	10.2	10.3	60.0	10,400	87
90	牛ヶ谷	松浦市福島町	3.4	5.8	39.0	2,000	不明
91	保立口第2	松浦市福島町	2.1	7.8	46.0	5,000	114
92	白米	松浦市福島町	4.8	5.3	30.0	3,000	不明
93	平野	松浦市福島町	1.0	13.0	30.0	12,000	不明
94	樋谷	松浦市福島町	2.0	9.4	52.0	12,000	不明
95	小下し	松浦市福島町	2.6	8.6	57.0	27,600	不明
96	菅田	松浦市福島町	1.0	9.0	63.0	27,000	不明
97	里	松浦市福島町	13.1	14.5	60.0	17,000	推定 50~70
98	神の脇	松浦市福島町	14.6	8.9	80.0	70,000	推定 100
99	太田池	松浦市福島町	15.3	10.0	100.0	133,000	不明
100	隠谷池	松浦市福島町	9.1	9.9	64.0	12,000	不明
101	鬼田	松浦市福島町	2.5	2.5	25.0	5,000	推定 90
102	追出溜池	松浦市福島町	4.6	5.0	70.0	10,000	不明
103	鳥田	松浦市福島町	6.1	8.5	184.7	41,800	不明
104	大岳	松浦市御厨町	11.9	10.3	114.0	48,000	不明
105	郭公尾	松浦市御厨町	78.2	17.3	148.0	31,000	不明
106	普住	松浦市御厨町	5.1	8.5	59.5	21,200	不明

第 9 節 市内災害危険箇所

第 1 編 「基本計画資料」に記載

第 10 節 水防活動報告

各本部分団長は、水防活動終了後 2 日以内に別記様式により水防本部長に報告しなければならない。

別記様式

水 防 活 動 実 施 報 告 書

令和 年 月 日

作成責任者 印

出水の概況	警戒水位 m									
	川 雨量 mm									
水防実施箇所	右岸 地先 m									
	左									
日時	自 月 日 時		至 月 日 時							
出動人員	消防団員	その他						合計		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工法									
水防の効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
被害		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使用資器材	土のう				居住者の					
	なわ				出動状況					
	丸太				水防関係					
	角材				者の死傷					
その他				雨量水位						
				の状況						
水防活動に関する意見等										
備考										

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第5章 災害復旧計画

第1節 目的

公共施設等の災害復旧にあたっては、ただ単に原形復旧に止まらず、将来の災害の発生を防止するために必要な新設、改良にも充分配慮した復旧計画をたてるものとする。

また、復旧にあたっては、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施するものとする。

1 災害復旧計画の実施責任者

災害復旧は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

2 災害復旧事業費の決定

国が全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業の決定については、市等が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき主務大臣が決定するものである。

前項の規定による災害復旧事業費の決定をするにあたっては、主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設、又は改良に関する事業が円滑に実施されるよう充分配慮しなければならない。

第2節 住宅災害の復旧等に関する計画

1 住宅災害についての情報提出

災害により住宅に被害が発生した場合は、被害状況を的確に把握して住宅の災害対策の万全を期するため、被害程度の如何にかかわらず、直ちに県（住宅課）へ住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

2 住宅災害の復旧対策

次に掲げる規模の災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、県の指導のもとに（県は国と連絡をとり国が公営住宅法第8条の適用、あるいは激甚災害特別援助法適用の判断を行うもの）国庫補助を受けて公営住宅の建設を図る。

（1）災害公営住宅建設の場合

- ① 災害（天然現象によるもの）により滅失した戸数が200戸以上若しくはその区域内住宅の1割以上であるとき。
- ② 火災により滅失した戸数がその区域内の住宅の戸数の1割以上であるとき。
（公営住宅法第8条第1項）

- ③ 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受ける規模の災害があったとき。（激甚災害特別援助法第22条）

(2) 既設公営住宅復旧の場合

災害（火災にあつては地震による火災に限る。）により公営住宅、又は、共同施設が滅失し又は著しく損傷した場合で、事業主体が公営住宅、又は共同施設を建設し、又は補修するとき。（公営住宅法第8条第3項）

別紙

住 宅 災 害 報 告 書

作成年月日 令和 年 月 日

市町村名

作成者名

1 災害の概要

災 害 名	発 生 年 月 日	令 和 年 月 日
災害の概要 と特徴		
住宅以外の 災害の概要		
住宅対策とし て、現在まで にとった措置		
住宅対策とし て、今後予定 している措置		
国に対する 要望		

第3節 災害応急融資計画

この計画は、災害により被害を受けた中小企業、農林漁業者及び一般被災者に対し、災害復旧資金の融資を行い、災害の応急復旧を図るものとする。

1 農業者に対する応急融資

災害が「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）」により、同法の適用災害として指定を受けることにより低利融資の農業経営資金の融資を行い、経営の維持安定を図るものとする。

2 林業者に対する応急融資

被災者に対しては、「天災融資法」を受けることにより低利の経営資金の融資を円滑にして、経営の安定を図るものとする。

3 漁業者に対する応急融資

災害が、「天災融資法」の適用災害としての指定を受けることにより、低利融資の漁業経営資金の融資及び他の漁業金融制度に基づく災害復旧資金の融資が行われることにより、被害漁業者の経営安定を図るものとする。

4 その他の応急措置

中小企業者及び一般被災者に対する応急措置を図るものとする。

第4節 生活確保対策計画

災害時における被災者の生活確保対策は、次によるものとする。

1 生活確保のための資金融資

災害を受けた低所得世帯等に対する資金の貸付等は、次によるものとする。

(1) 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員及び松浦市社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸し付けを行う。

① 貸付対象

災害により住家等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

ア 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。

イ 貸付によって独立自活できる世帯であること。

ウ 必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯であること。

② 貸付限度額及び償還期限

ア 貸付限度額 原則 150 万円

イ 据置期間 半年以内

ウ 償還期間 7 年以内

エ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年 1.5%

③ 貸付条件

ア 連帯保証人 原則 1 人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）

イ 延滞利子 年 3.0%

④ 提出書類（申込先：市社会福祉協議会）

ア 借入申込書

イ 世帯全員証明の住民票（3 か月以内のもの）

ウ 罹災証明書（官公庁が発行するもの）

エ 所得証明書（世帯で収入のある者全員分）

オ 復旧工事にかかる見積書等

カ 連帯保証人の所得証明書

キ 必要に応じて、上記以外にも追加書類の提出を求める場合がある。

⑤ その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には 5,800,000 円とし、償還年数は 15 年以内とする。

この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて県が貸付を行う。

① 貸付対象

- ・母子家庭の母（配偶者と死別又は離婚した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者）

- ・父子家庭の父（配偶者と死別又は離婚した男子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）
- ・寡婦（かつて、母子家庭の母であった者。ただし、現に子を扶養していない場合、前年度の所得が203万6千円以内に限る。）
- ・母子・父子福祉団体
- ・40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者（前年度の所得が203万6千円以内に限る。）

② 貸付金申込みの受付

窓口は、市子育て・こども課。直接の指導、相談等については、主として子育て・こども課の母子・父子自立支援員があたる。

③ その他

住宅に被害を受けた者について、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の据置期間を、2年を超えない範囲内において延長することができる。（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第6項）

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）（令和8年4月1日）

資金名	貸付金額の限度	据置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付 3,720,000円	1年	7年以内
	団体貸付 5,580,000円	1年	7年以内
事業継続資金	個人貸付 1,860,000円	6か月	7年以内
	団体貸付 1,860,000円	6か月	7年以内
住宅資金	1,500,000円	6か月	6年以内 (災害7年以内)
	(災害 2,000,000円)		

(注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利子	事業開始資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年1.0%
	事業継続資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年1.0%
	住宅資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年1.0%

3. 表中の据置期間は一般の場合。

2 被災者生活再建支援金の支給

県において、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流、その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害は次のとおり。

- ① 災害救助法に該当する被害が発生した市町における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害

- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②が発生した都道府県内の市町（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③が発生した区域に隣接する市町（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給限度額及び支給の対象となる経費

(単位：万円)

世帯数	①及び②		①及び②に加算		
			※ 2以上該当する場合は高い方を加算		
			③	④	⑤
複数(2人以上)世帯	全壊	100	200	100	50
	大半壊	50			
	中半壊	—	100	50	25
単数(1人)世帯	全壊	75	150	75	37.5
	大半壊	37.5			
	中半壊	—	75	37.5	18.75

- ① 住宅が全壊した世帯（一律支給）
- ② 住宅が大規模半壊した世帯（一律支給）
- ③ 住宅を建設・購入する世帯（①及び②に加算）
- ④ 住宅を補修する世帯（①及び②に加算）
- ⑤ 住宅を賃借する世帯（①及び②に加算）

※ 限度額 300万円

長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町内に居住する世帯は、法の規定する額に70万円を加えた額とする（但し、その額が300万円を超えるときは300万円）。

(4) 住家の被害認定

市町は、認定基準（「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知））により住家の被害認定を行う。

(5) 支援金支給手続き

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町で受付を行い、県を經由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

3 児童救済金

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

種類	対象児童	給付内容	給付額				
			未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
学資金	被災により保護者が死亡した児童	被災児童が、小学生から大学等（短大、専門学校専門課程）を卒業するまで、その在学期間中（大学等については6年間を限度とし、留年期間を除く）の学資金を給付。	—	年 66,000 円	年 66,000 円	年 290,000 円	年 408,000 円
被服文具費	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	住家が全壊・全焼したとき、その被災時に給付します。未就学児は、幼稚園・保育所等に通う児童に限る。	35,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	—
修学旅行資金	被災により保護者が死亡した児童	小学生、中学生及び高等学校に在学中の修学旅行費用を給付。	—	上限 40,000 円	上限 70,000 円	上限 110,000 円	—
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までの修学旅行費用を給付。					
就職支度金	被災により保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校、大学等を卒業して就職するとき支度金を給付。	—	—	100,000 円	100,000 円	100,000 円
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校、大学等を卒業して就職するとき支度金を給付。					
就学支度金	被災により保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校、大学等を卒業して就学するとき支度金を給付。	—	—	100,000 円	100,000 円	—
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校、大学等を卒業して就学するとき支度金を給付。					
特別救済金	理事長が、特に必要と認める場合に、特に定める額。						

※保護者とは・・・児童の親権を行う方、後見人その他の方であって児童を現に養育している方をいいます。被災時に長崎県内に居住していることが要件です。

(3) 交付申請

被災証明書等を添付し、「救済金交付金申請書」を市役所に提出。

4 職業のあっせん

市は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断して、就職可能なものについては、江迎公共職業安定所と連絡協力して、職業のあっせんに努めるものとする。